

官報

号外 昭和二十五年三月二十六日

○第七回 衆議院會議錄 第三十号

昭和二十五年三月二十五日(土曜日)
午後一時開議

第一 國家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出)

第二 米国対日援助物資等処理特別会計法案(内閣提出)

第三 米国対日援助見返資金特別会計法案(内閣提出)

第四 日本勧業銀行法等を廃止する法律案(内閣提出)

第五 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第六 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第九 帝国石油株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

第十 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十一 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十二 郵便振替金法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十三 労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 國庫出納金等端数計算法案(内閣提出)

第十五 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案(内閣提出)

第十六 薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案(内閣提出)

第十七 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十八 郵便振替金法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十九 國庫出納金等端数計算法案(内閣提出)

第二十 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第二十一 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第二十二 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十三 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十四 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第二十五 帝国石油株式会社法を廃止する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二十六 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二十七 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十八 郵便振替金法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第二十九 薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案(内閣提出)

第三十 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第三十一 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第三十二 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三十三 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三十四 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第三十五 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第三十六 薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案(内閣提出)

第三十七 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第三十八 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第三十九 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十一 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第四十二 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第四十三 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十四 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十五 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第四十六 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第四十七 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十八 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四十九 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第五十 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第五十一 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五十二 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五十三 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第五十四 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第五十五 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五十六 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五十七 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第五十八 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

第五十九 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六十 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六十一 小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

第六十二 銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)

○議長(栗原喜重郎君) お詫びいたしまして。内閣から、地方自治委員に金刺配制を確立し、官職の分類の原則及び職階制の実施について規定した、もつて公務の民主的且つ能率的な運営を促進することを目的とする。

この法律の規定は、國家公務員法のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代るものではない。この法律の規定が國家公務員法以外の従前の法律に触れる場合には、この法律の規定が、優先する。

この法律は、人事院に対し、官職を新設し、変更し、又は廃止する権限を與えるものではない。

(職階制の意義)

第二條 職階制は、官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画である。

2 職階制は、國家公務員法第六十三条に規定する給與準則の統一的且つ公正な基礎を定め、且つ、同法第三章第三節に定める試験及び任免、同法第七十三條に定める教育訓練並びにこれらに関連する各部門における人事行政の運営に資することを主要な目的とする。(用語の定義)

3 この法律中左に掲げる用語については、左の定義に従つるものとする。

(この法律の目的及び効力)

明治二十五年三月三十日

第三課郵便局課可

二 られる職務と責任

一 職務 職員に遂行すべきもの

として割り当たるべきもの

として割り当たるべきもの

三 責任 職員が職務を遂行し、

又は職務の遂行を監督する義務

四 職級 人事院によつて職務と

責任が十分類似しているものと

して決定された官職の群であつ

て、同一の職級に属する官職に

ついては、その資格要件に適合

する職員の選択に當り同一の試

験を行い、同一の内容の雇用條

件においては同一の俸給表をひ

としく適用し、及びその他人事

行政において同様に取り扱うこと

とを適當とするもの

五 職級明細書 職級の特質を表

わす職務と責任を記述した文書

六 職種 職務の種類が類似して

いて、その複雑と責任の度が異

なる職級の群

七 格付 官職を職級にあてはめ

ること。

(人事院の権限)

第四條 人事院は、この法律の実施

に関し、左に掲げる権限及び責務

を有する。

一 職階制を実施し、その責に任

ざること。

二 国家公務員法及びこの法律に

従い、職階制の実施及び解釈に

關し必要な人事院規則を制定

し、及び人事院指令を発すること。

と。

三 職務の種類及び複雑と責任の度に応じて、職種及び職級を決

定すること。

四 官職を格付する基準となる職

種の定義及び職級明細書を作成し、及び公表すること。

六 官職を格付し、又は他の国の機関によつて行われた格付を承認すること。

七 官職を格付し、又は他の国の機関によつて行われた格付を承認すること。

八 国家公務員法第十七條の規定に基き、官職の職務と責任に關する事項について調査すること。

九 第二章 職階制の根本原則

(職階制の根本原則)

第五條 職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他の職階制の実施は、この章に定める原則によらなければならぬ。

第六條 官職の分類の基礎は、官職の職務と責任であつて、職員の有する資格、成績又は能力であつてはならない。

第七條 職級は、職務の種類及び複雑と責任の度についての官職の類似性と相異性に基いて決定される。

第八條 職務の種類及び複雑と責任の度に基づく職級の類似性と相異性に基いて決定される。

第九條 職級明細書には、各職級ごとに

職務の種類を概括的に表わした定

義を與えなければならない。

第十條 職級には、これに属する官職の性質を明確に表わす名称を付けなければならない。

第十一條 職級の名称は、その職級に属するすべての官職の公式の名称とする。

第十二條 人事院又はその指定するものは、国家公務員法、この法律、人事院規則及び人事院指令の規定並びに職級明細書により、すべての官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に基いて職級に格付けなければならない。

第十三條 人事院は、官職の職務と責任を基にして職級に格付する場合又はその監督を受ける職員の規模又はその監督を受ける職員の数にのみ基いて格付してはならない。これらの要素は、監督を受ける職務の種類若しくは複雑、監督的な責任の度又は監督の種類、度若しくは性質その他これらに類する要素と関連させてのみ考慮することができる。

第十四條 職級には、これに属する官職の性質を明確に表わす名称を付けるなければならない。

第十五條 職級の名称は、予算、給與簿、人事記録その他の官職に関する公式の記録及び報告に用いられなければならない。但し、必要に応じ略称又は記号を用いることができる。

第十六條 人事院には、その占める官職の属する職級の名称が付與される。

第十七條 職級の名称は、予算、給與簿、人事記録その他の官職に関する公式の記録及び報告に用いられなければならない。但し、必要に応じ略称又は記号を用いることができる。

第十八條 人事院は、官職が第一項又は第二項の規定に従つて格付されてゐるかどうかを確認するため、隨時、格付の再審査を行い、格付が適正に行われていないことを發見したときは、これを改訂しなければならない。

第十九條 前各項の場合において、人事院は、その採つた措置を關係機関に文書により通知し、これに従つた措置を探るよう指示しなければならない。

第二十条 人事院の指定するものが第一項若しくは第二項の規定に違反して官職を格付し、若しくは変更し、

又は第三項の規定に違反して報告しなかつた場合においては、人事院は、その指定による委任の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを一時停止することができる。

(職種又は職級の改正)

第十三條 人事院は、必要と認める場合には、職種、職級、職級の名稱又は職級明細書を新設し、変更若しくは廃止し、又はこれを併合し、若しくは分割することができる。

2 人事院は、前項の措置を採つたときは、その旨をすみやかに各省各廳に通知しなければならない。

(公示文書)

第十四條 人事院は、この法律、職階制に関する人事院規則及び人事院指令並びに正確且つ完全な職種職級一覧表及び職級明細書を使用に便宜な形式で編集して保管しなければならない。

(罰則)

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 人事院若しくはその指定する者が第四條第六号の規定に基いて行う調査に関し、人事院若しくはその指定する者から報告を求められ正当の理由がなくして同項の規定に基いて採つた

措置について人事院に対し虚偽の報告をし、又は正当の理由がなくて報告をしなかつた者
三 第十二條第五項の規定に違反して人事院の指示に従わなかつた者

附 則

1 この法律中第十條第四項の規定は、人事院規則で定める日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律によつて行われる給付は、人事院の定めるところにより、逐次実施することができる。

3 国家公務員法、この法律、人事院規則及び人事院指令に従つて職階制が実施されるに伴い、この法律に基く格付は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第九條に規定する級への格付に代るものとする。但し、同法による級への格付は、給與に關しては、國務公務員法第六十三條に規定する給與準則が制定実施されるまで、その効力を有するものとする。

4 職員の給與は、この法律によつて行われる官職の格付によつて定め、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職階制の実施についての原則を定めたこととあります。

第三の要点は、職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職階制の実施についての原則を定めたこととあります。

第四の要点といたしましては、職階制の実施の方法及び手続を定めるとともに、その実施の機關について規定したこととあります。すなわち、官職の格付、格付の変更または改訂、職種または職級の改正について明確なる方法と手續を定め、人事院をもつて職階制を実施し、その責に任する機関とするところと、その具体的権限を定めてお

○藤枝泉介君　ただいま議題となりました国家公務員の職階制に関する法律案につきまして、人事委員会における

審査の経過並びに結果の概要を報告申しあげます。

本法案の提案理由は、國家公務員法第二十九條の規定に基き、同法第二條に規定する一般職に属する官職に關する職階制の確立を目的として提出されたものであります。

本法案の要旨とするところを申し上げますと、まず第一に、官職の分類を行つたための計画を定めております。すなわち職階制とは、官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画であります。その実施については、人事院の定めるところにより、逐次これを行うこととしたとしております。

第二の要点は、職階制の目的を明確にしたこととございまして、人事院に對して、新しく官職を設け、または在來の官職を変更し、もしくは廃止する権限を與えるものではないこととあります。

第三の要点は、職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職階制の実施についての原則を定めたことを譲り受けました。

質疑終了後、自由党を代表して藤枝委員より、人事院が職種を決定したときは職種の名称及び定義を国会に提出しなければならないこと、さらには国会が人事院の決定の全部または一部を廢棄すべきことを譲り受けました。

賛成終了後、自由党を代表して藤枝委員より、人事院が職種を決定したときは職種の名称及び定義を国会に提出しなければならないこと、さらには国会が人事院の決定の全部または一部を廢棄すべきことを譲り受けました。

ここに質疑の焦点ともいべき事項について申し上げますならば、國家公務員法第二十九條第一項は、職階制は

法律をもつてこれを定めると規定しております。しかして本法案が同條第一項に

おり、国家公務員法の趣旨にも適合しないと思われる、しかししながら職階制の具体的な内容のすべてを法律に盛ることとは必ずしも妥当ではないので、修

正案のこととく国会において事後審査を

なし、その間の調整をはからうとするものである、なお修正案の第四條に加

に、修正案をおきましたして、職種の名称及び定義を国会の承認事項としているのであります。が、職種の名称、定義のみを国会の承認にからしめて、職種明細書、職級、賃表その他の重要事項をすべて人事院に一任することは、またたくの欺瞞であり、申訳的修正だといわなければなりません。

第三の反対理由といなしまして、本法案によりますと、職階制の対象をなすのは一般職のすべてでありまして、上は事務次官まで本法の適用を受けることになつております。次官、局長という職は、いわば政策決定の職であります。まして、政策決定の職は自由任用にすることこそ政党政治の建前でなければなりません。職階制の本家本元でありますアメリカにおきましても、この自由任用の範囲が三割近くあるといわれております。特に日本におきまして、官僚の上層部が、過去において官僚制度の固いからの中にじつもつて、いかに強力な政治的発言権を持ち、政治を動かして来たかを考えますと、この官僚制度の過去の宿弊を一掃するためにも、ぜひとも政策決定に關係ある上級官吏はすべて自由任用とすべきであります。

強化するという結果になるのであります。第二に、公務員の給與をある程度以上上げようとしたいたしましたならば、形骸的にもせよ、その職務と責任とを高めなければならぬ結果、單純なる事務に従事する普通の事務員をも高い職務と責任を有するところの係長に任命するという方法をとらなければいけないために、行政機構が拡大の一途をたどることは必定であります。かりに、この二点の難点が克服されたといふたしましても、この職階制と給與との結合には次の二つ致命的な欠陥がございます。

りますところの下級職員の不平不満を買いまして、彼らに国民の公儀としての清新なるモラルを求め、職場におけるところの職務能率の発揮を期待することとは絶対に不可能であります。

現在日本の社会のうちに包蔵されておりまするところの貧富のはなはだしい懸隔、すなわち階級構造が止揚されない限り、職階制と給與を結合させることは、官吏の職務上の分類であるべき職階制が社会の経済的階級分類と一致するという不合理なる結果をもたらすのであります。ぜひともこの際この職階制と給與の結合を切断いたして、職階制は單に任用試験との結合にのみとどむべきであります。職階制と任用試験とを結合することは、官職の要求いたしますところの専門的知識を有する者をその官職に配置するということになるのでありますて、わが国の官僚において、今までその専門的知識の欠如が指摘されておつたのであります。この専門的知識の欠如を、官僚は権力によつて補つて来ておつた。これがために、かの警察行政に見るがごとき、国民の自由の抑圧と、人権のはなはだしい蹂躪となつて現われて來たのであります。職階制と任用試験を結合せしめて官吏に専門知識を與えることは、過去の行政の権力的な性格、その封建性を打破することになるのでありますて、かくして初めて職階制はその合理的、進歩的意義を取得することがであります。

以上四つの点をおもなる反対理由といたしまして、社会党の意見を開陳する次第であります。(拍手)

○土橋一吉君　ただいま議題となつておりまする國家公務員の職階制に関する法律案並びに修正案につきまして、日本共産党を代表いたしまして反対の意見を表明するものであります。

この法案は、かつての労働組合法の改悪法案及び国家公務員法並びに公労法と同様によつて、日本の全労働階級の権利を圧殺するところの、きわめて惡法であるのであります。この法律は、労働組合の基本的な権利を妨げ、各組合員の基本的な生活を奪うところの法律でありますので、われ／＼は反対をせざるを得ないのであります。

まず第一点としましては、國家公務員法において、明確に法律をもつて規定することを明記しておるのであります。しかるにかかわらず、この法律はきわめて一方的でありますとして、人事院があらゆる規則、指令を発するようになつておりまするために、人事院によつて独裁的な人事行政管理が運用せられるような傾向がきわめて顯著であることがあります。従いまして、これは日本の憲法にも違反する法律でありますので、われ／＼は反対しなければならないと思つのであります。

なお、この法律が考へておられます基本的な点は低賃金の固定化であります。あくまでも低賃金を強要するといふ態度であります。最近の公務員の給與は、御承知のように二千九百二十円ベースとか、三千七百九十一円ベースとか、現今におきましては六千三百七円ベースというようなベース賃金を支給しておりますが、これは

労働階級に対しして高能率低賃金を要求するところの、きわめて悪い制度であるのであります。従つて、われくは、働く者の最低生活を保障する最低賃金制を主張いたしておりますので、この最低賃金制を何ら実現することなく——最近人事院が内閣及び国会へ勧告をいたしておりますところの七千八百七十七円の給與ベースなら、自由党吉田内閣はこれを認めないのでありますか、同時に、この給與ベースの能率的な賃金を、この職階制を通じて形式的にも実質的にも裏づけをするところの法律でありますので、われわれは反対をします。特に民間におきましても、三菱電機あるいは王子製紙の十條工場等におきまするこの職階制の強化は、現在同労働組合の諸君の低賃金をます／＼強化しておるのであります。こういう観点から考えまするならば、われくは絶対に反対をしなければならない、かように考えるのであります。

卷之三

官報號外

昭和二十五年三月十六日

新編日本書紀卷之三十一

が八十名程度でござりますが、そこに管理職は庶務課長等二名おりまして、主事が五名もおる。常員は、わくがきまつておりますので、働く者が少くて、すわつて判こを押す者が多い、こういう現象を招来するのであります。従つて、これは、かつての天皇制のもとにおきましては、陸軍の位階制あるいは警察機構のよくな状態を公務員の諸君に強要し、押しつける状態であるのであります。(拍手)これはまさに監獄的な強制労働の状態に公務員が置かれるのであります。

一方におきましては、人事院は、なるほど民主的な、合理的な、科学的な見地より人事院規則なり、あらゆるものをつけと称しながら、そのような美名のものと、常に公務員諸君の権利を剝奪し、要求に対ししてはきわめて冷やかであることは、人事院成立以来今日までの実績にかんがみまして、きわめて明瞭であるのであります。従いまして、この法案が科学性を持つものとわれくは考えないであります。どこまでも公務員諸君を貢金奴隸にするという態度を、骨のすいまでしみ込ませるような方式になつておるのであります。この点において、われくは絶対に反対しなければならないと思うのであります。

なお法文を散見して参りますと、法文は四章十五條と附則をもつて成立しておりますが、これは先ほど成田君の御指摘もありましたように、船來製の職階制が直輸入の形式で入つておるのであります。でござりますかつ、この十五箇條の條文を調べて参りまして、関連性を持つておりません。具体

性がないのであります。その関連性と
具体性のない点は、人事院がつくるある
らゆる規則がこういう状態に陥つてお
るのであります。でありますから、一
の法案の第二條の規定を見まして、
「職階制は、官職を、職務の種類及び
複雑と責任の度に応じ、この法律に定
める原則及び方法に従つて分類整理す
る計画である。」何のことか、普通の常
識を持つた者には、さっぱりわからな
い條文でござります。しかも、その計
画といふものは、どういう内容を持つ
ておるかと聞きましても、ただ計画で
ござります、こういうような答弁が、
人事官の今日までの答弁であつたので
あります。しかも、具体的な内容がど
うな條が明記しておるのでありますから
その点を法律の規定をもつて明文化す
ることが絶対に必要であるのであります
す。

てこの職級の上下の区別をするか。どちらが高い職級に置かれるかといふ基本的な基準がないのであります。あるいは職分の分類を見ましても、たゞえば歯科医師の場合に、技工と歯科医師の関係を見ましても、その区別が明確に示されないのであります。こういう状態を見ますと、われくは、この科学的な、合理的な、民主的な職階制度というものの本質が、冒頭私が申し上げましたように、資本主義社会における労働強化と、その責任を追究し、低賃金下に置くところの制度であることは、きわめて明瞭であります。

特に自由党吉田内閣が、最近日本の全産業に関しまして一大変貌を生ぜしめつてあります。が、その再編成の重点は、日本の植民地化に一切の方向を置いておるようであります。また、あらゆる工場、あらゆる重要産業が軍事労働者には、従来の官の機構におきまして、きわめて封建的な、身分的なものが残存しておりますが、この職階制を通じて、最低生活の保障せられないと今まで労働が強要せらるる、身分制がどん／＼強化せらるるといふことは、明らかに日本の植民地的な、軍事基地的な、しかも帝国的な方針を通じてどん／＼行われることになると思うのであります。吉田政府の、この帝國的な政策の意図は、この職階制を通して、きわづと明瞭にわかるのであります。なお一の問題は、單に公務員だけではなくして、地方公務員あるいは公共企業体の労働者諸君、あるいは民間の一般労働者諸君

にも逐次これが蔓延し、これが波及して、全日本の労働階級が、低賃金と職制の圧迫、さらに基本的な諸権利を奪はれる方へ参ることや生活を奪がされる方へ参ることは、きわめて明瞭であります。

次には、この罰則を見ますと、これは人事院総裁も委員会において御答申になつたのであります。この法案自らが非常に苛酷な罰則を付しております。一体、行政事務上における手続の不備なり、あやまちがあつた場合には、体刑をもつて罰する、これは従来はなかつたのであります。総裁の御答申を承りますと、いや、終戦後の法案についてはそういう状態になつておるにふれ、こういう御説明であります。國家公務員自身の職務上の誤りや間違いは、減筆なり、懲戒なり、その他の方法をもつて譲せられてしかるべきであります。それに加えて体刑に罰金を科するということとは、いかにこの法律が悪法であるかが、きわめて明瞭であらります。いわゆる悪法には、われくへ絶対に賛成できませんので、日本共産党を代表しまして所信の一端を述べ、反対の意見を表明する次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。

よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第二 米国対日援助物資等処理特
別会計法案(内閣提出)

第三 米国対日援助見返資金特別
会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第四 日本勧業銀行法等を廃止す
る法律案(内閣提出)

第五 銀行等の債券発行等に關す
る法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、米
国対日援助物資等処理特別会計法案、
日程第三、米国対日援助見返資金特別
会計法の一部を改正する法律案、日程
第四、日本勧業銀行法等を廃止する法
律案、日程第五、銀行等の債券発行等に
關する法律案、右四案は同一の委員会案
に付託された議案でありますから、一括
して議題といたします。委員長の報告書
を求めます。大藏委員長川野芳綱君。

米国対日援助物資等処理特別会計
法案

米国対日援助物資等処理特別会
計法
(設置)

第一条 米国対日援助物資(以下「援
助物資」という。)の取得及び処分
並びに米国対日援助として提供さ
れた役務(以下「援助役務」とい
う。)の処理に關する政府の經理
を明確にするため、特別会計を設
置し、一般会計と区分して經理す
る。

(管理)

第二條 この会計は、通商産業大臣
が、法令の定めるところに従い、
管理する。

(歳入及び歳出)
(第三條 この会計においては、援助

(設置) 第一條 跡物盜並びにされた役う。) を明確置し、る。

○議長（釋原喜重國君）　日程第三　米
国対日援助物資等処理特別会計法案、
会計法の一部を改正する法律案、日程
第四、日本勸業銀行法等を廃止する法
律案、日程第五、銀行等の債券発行等に
関する法律案、右四案は同一の委員会案
に付託され、一括して議案でありますから、一括
して議題といたします。委員長の報告書
を求めます。大蔵委員長川野芳織君。

條 物資」といふ。)の取得及び処分並びに米国対日援助として提供された役務(以下「援助役務」といふ。)の処理に関する政府の経理明確にするため、特別会計を設し、一般会計と区分して経理す。

(註置)
第一條 米国対日援助物資(以下「援助物資」といふ。)の取得及び処分並びに米国対日援助として提供された役務(以下「援助役務」といふ。)の処理に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)
第二條 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)
第三條 この会計においては、援助

第二別第三会第四(土)第五る。

米国対日援助物資等処理特
会計法案(内閣提出)
米國対日援助見返資金特別
計法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
日本勧業銀行法等を廃止す
法律案(内閣提出)
銀行等の債券発行等に關す
(内閣提出)

「この会計」に改め、同條第一項中「事業費勘定」を「この会計」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條を第十條とする。

第十四條を第十一條とし、第十條を第十二條とする。

第十六條第一項中「この会計の事業費勘定」を「この会計」に改め、同條を第十三條とする。

第十七條中「この会計の事業費勘定」を「この会計」に改め、同條を第十四條とする。

第十八條を第十五條とし、第十九條を第十六條とする。

附則第六項中「この会計の負担」とし、当該借入金の償還は、事業費勘定の所属とし、当該借入金の利子は、経費勘定の所属」を「この会計の負担」に改める。

改正前の貿易特別会計事業費勘定、経費勘定及び清算勘定の昭和二十四年度の收入支出並びに昭和二十四年度の決算に関しては、な

お従前の例による。

7 改正前の貿易特別会計援助物資勘定の昭和二十四年度の決算に関しては、な

お従前の例による。

8 改正前の貿易特別会計法第十條の規定による事業費勘定及び経費勘定の翌年度の歳入に繰り入れるべき剩余金は、貿易特別会計の昭和二十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

6 改正前の貿易特別会計事業費勘定、経費勘定及び清算勘定において、昭和二十四年度中に支拂義務の生じた歳出金で当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつ

たものに係る歳出予算是、貿易特別会計に繰り越して使用することができる。

10 不正保有物資等特別措置特別会計法（昭和二十三年法律第三十六号）の一部を改正する。

第十四條を次のよう改める。

第十四條及び第八條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。

11 米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）の一部を次のよう改める。

第一項中「米国対日援助物資に係る貿易特別会計」を「米国対日援助物資等処理特別会計」に改め、同條第二項を次のように改める。

第三條第一項中「米国対日援助物資に係る貿易特別会計」を「米国対日援助物資等処理特別会計」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項に規定する米国対日援助物資等処理特別会計からの繰入金は、米国対日援助物資等処理特別会計から

2 前項に規定する米国対日援助物資等処理特別会計の下に第六條第一項中「運用又は」の下に規定による」を加え、同條第二項を削る。

第六條第一項若しくは第二項の規定による」を加え、同條第二項を削る。

2 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

第十條に次の二項を加える。

第六條中「貿易特別会計」を「米国対日援助物資等処理特別会計」に改める。

第七條第三項の規定により繰り入れるものとする。

同條第三項を削る。

第六條中「貿易特別会計」を「米国対日援助物資等処理特別会計」に改める。

第八條（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律

米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）の一部を改正する。

「公企業」を「國又は國以外の公企業」に改め、第一項中「前項」を「第一項」に改め、第五項中「第三項」を「第四項」に改め、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 援助資金は、前項に規定する費用途に充てる場合に使用する外、國又は都道府県の行う政令で定める民間情報教育事業の運営に必要な費用途に充てるため、國又は都道府県に対する資金に使用することができる。

第三條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

旧日本勧業銀行法に基き設立された日本勧業銀行、旧北海道拓殖銀行法に基き設立された北海道拓殖銀行及び旧日本興業銀行法に基き設立された日本興業銀行は、この法律施行後においては、それぞれ銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基き営業の免許を受けた銀行とみなす。

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

この法律は、公布の日から施行する。

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

この法律は、公布の日から施行する。

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

この法律は、公布の日から施行する。

日本勧業銀行法等を廃止する法律案

日本勧業銀行法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

日本勧業銀行法（明治二十九年法律第八十二号）

北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律第七十六号）

農工銀行法（明治二十九年法律第八十三号）

日本興業銀行法（明治三十三年法律第七十号）

沖縄県農工銀行補助に関する法律（明治四十四年法律第三十六号）

日本勧業銀行及び農工銀行の合

く当該指定金融機関の業務の制限にかかわらず、第一項に規定する事務を行い、及び援助資金の私企業に対する運用に基く國の債権につき債務の保証をすることができる。

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

3 日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後遅滞なく株主総会を招集し、行後前項の規定による定款の変更をしなければならない。

4 日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後前項の規定による定款の変更があるまでは、当該銀行の定款にかかる限り、銀行法第一條第一項に掲げる業務並びに担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債に関する信託業及び銀行法第五條に規定する銀行業に附隨する業務を営むことを目的とするものとみなす。

5 この法律施行前旧日本勧業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本勧業銀行の経営、副経営及び理事及び同條第三項の規定により選定さ

併に関する法律（大正十年法律第八十号）

業債券の発行限度の特例に関する法律（昭和二十四年法律第七十九号）

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 旧日本勧業銀行法に基き設立された日本勧業銀行、旧北海道拓殖銀行法に基き設立された北海道拓殖銀行及び旧日本興業銀行法に基き設立された日本興業銀行は、この法律施行後においては、それぞれ銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基き営業の免許を受けた銀行とみなす。

3 日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後遅滞なく株主総会を招集し、行後前項の規定による定款の変更をしなければならない。

4 日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後前項の規定による定款の変更があるまでは、当該銀行の定款にかかる限り、銀行法第一條第一項に掲げる業務並びに担保附社債信託業及び銀行法第五條に規定する銀行業に附隨する業務を営むことを目的とするものとみなす。

5 この法律施行前旧日本勧業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本勧業銀行の経営、副経営及び理事及び同條第三項の規定により選定さ

れた同行の監査役並びに旧日本興業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本興業銀行の総裁、副総裁及び理事及び同條第三項の規定により選任された同行の監査役であつて、この法律施行の際現にその職にあるものの任期は、第三項の株主総会終結の時に終了する。

6 前項に掲げる者の職務、権限、資格及び兼職の制限並びにこれらの事項に関する罰則の適用については、旧日本勵業銀行法及び旧日本興業銀行法、この法律施行後も、なおその効力を有する。

7 この法律施行前日本勵業銀行が発行した勵業債券、貯蓄債券及び報國債券、北海道拓殖銀行が発行した北海道拓殖債券並びに日本興業銀行が発行した興業債券については、旧日本勵業銀行法、旧北海道拓殖銀行法及び旧日本興業銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

8 この法律施行前日本勵業銀行又は北海道拓殖銀行がした貸付については、旧日本勵業銀行法及び旧北海道拓殖銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

9 旧日本勵業銀行法、旧北海道拓殖銀行法又は旧日本興業銀行法の規定により積み立てられた準備金と興業銀行の準備金は、銀行法の規定により積み立てられた準備金とみなす。

10 この法律の施行に伴い私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する事項による。

11 前項の会社は、この法律施行の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有する株式について公正取引委員会に届け出なければならない。

12 第十項の会社は、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有している株式を処分したときは、その都度、その処分の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

13 前二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出があつた場合は、他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

14 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金刑を課する。

15 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なだらかの前の例による。

16 他の法令中「勵業債券」、「北海道拓殖債券」及び「興業債券」とあるのは、それぞれ「日本勵業銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基く日本興業銀行の廃止前に発行された勵業債券」、「北海道拓殖銀行法の廃止前に発行された勵業債券」、
「北海道拓殖銀行法の廃止前に発行された北海道拓殖債券及び「日本興業銀行法の廃止前に発行された興業債券」と読み替えるものとする。

17 銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第二号）の一部を次のよう改正する。

第二條第一項中「日本勵業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに」を削る。
第三條第四項を削る。

第十八條中「日本勵業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行」及び「日本勵業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法」を削る。

日本勵業銀行法等を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

2 この法律において「銀行」は、日本勵業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行を指す。
3 前條第一項の預金の総額とその二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券の総額に相当する旧債券を償還しなければならない。
4 前項の規定により債券を発行する月の前月末日以前一年間の毎日平均残高による。

3 第一項の債券の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日以前一年間の毎日平均残高による。

4 日本勵業銀行法（明治二十九年法律第八十二号）第三十四條第一項、北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律第七十六号）第十二條第一項、日本興業銀行法（明治三十年法律第七十号）第十二條及び第十二條ノ二並びに臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律（昭和二十三年法律第二十一号）第一項の規定は、日本勵業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行が

5 は、日本勵業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに銀行法（債券の借換発行の場合の特例）の規定により債券を発行する場合に適用しない。
6 前項の規定により債券を発行したときには、銀行が第三條第一項の規定により債券を発行する場合に適用しない。
7 前項の規定により債券を発行したときには、銀行が第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行する場合に適用しない。
8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十六條社債発行についての特別決議及び第二百九十八條（既存の社債に未拂込のあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。）の規定は、銀行が第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行する場合については適用しない。
9 第六條 銀行は、その発行する債券（定義）

第一條 この法律は、銀行等に対する目的の債券の発行とあわせて米国対日援助見返資金の引受による優先株式の発行とをさせることにより、経済復興のため最も緊要とされる長期資金の円滑な供給を図ることを目的とする。

第二條 この法律において「銀行」とは、日本勵業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行が

第一項の規定は、日本勵業銀行、北

第六條 銀行は、その発行する債券

に担保を附することができない。

2 銀行の清算又は破産の場合において、債務の弁済については、預金者と債券の権利者とは、平等に取り扱わなければならない。

(債券の発行方法、登記等)
第七條 銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2 銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3 銀行は、債券を発行する場合においては、売出の方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4 前項の場合においては、社債申込証を作ることを要しない。

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 銀行の商号

二 各債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

6 商法第三百五條第一項(社債の登記)の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7 銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

12 第十項の登記の申請書には、左の各号に掲げる書類を添附すれば足りる。	9 銀行は、その発行した債券を償還する場合には、その償還金額に割増金を附けることができる。
一 債券の発行につき取締役の決議のあつたことを証する書面	8 銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
二 各債券の券面金額及び債券の番号	5 第五項第一号から第四号までに掲げる事項
三 債券の利率	4 債券発行の価額又はその最低価格
四 債券償還の方法及び期限	3 債券発行の価額又はその最低価格
五 債券の番号	2 債券の発行を証する書面
6 商法第三百五條第一項(社債の登記)の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。	1 売出期間
7 銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。	二 債券の総額
	三 政回に分けて債券の拂込をさせるとときは、その拂込の金額及び時期

二 債券の引受を証する書面又は誓する書面

売出期間内における売上総額を証する書面

三 社債申込証

四 各債券につき拂込のあつたことを証する書面

五 (債券の消滅時効)

六 (債券の消滅時効)

七 (債券の消滅時効)

八 (債券の消滅時効)

九 (債券の消滅時効)

十 (債券の消滅時効)

十一 (債券の消滅時効)

十二 (債券の消滅時効)

十三 (債券の消滅時効)

十四 (債券の消滅時効)

十五 (債券の消滅時効)

十六 (債券の消滅時効)

十七 (債券の消滅時効)

十八 (債券の消滅時効)

十九 (債券の消滅時効)

二十 (債券の消滅時効)

二十一 (債券の消滅時効)

二十二 (債券の消滅時効)

二十三 (債券の消滅時効)

二十四 (債券の消滅時効)

二十五 (債券の消滅時効)

二十六 (債券の消滅時効)

二十七 (債券の消滅時効)

二十八 (債券の消滅時効)

二十九 (債券の消滅時効)

三十 (債券の消滅時効)

三十一 (債券の消滅時効)

三十二 (債券の消滅時効)

三十三 (債券の消滅時効)

三十四 (債券の消滅時効)

三十五 (債券の消滅時効)

三十六 (債券の消滅時効)

三十七 (債券の消滅時効)

の規定により債券を発行する月とあるのは「毎営業年度末」と読み替えるものとする。

7 銀行が優先株式消却計画書に記載した事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(優先株式の引受け)

8 銀行は、この法律による債券の発行に資するため、国が米国対日援助見返資金(以下「援助資金」という。)をもつて引き受けることができる。

(債券の消滅時効)

9 銀行は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の適用)

10 銀行が発行する債券を償還する場合には、その償還金額に割増金を附けることができる。

(銀行の利益の積立及び配当)

11 銀行が発行する債券について、その総額(総額を数回に大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

12 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

13 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

14 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

15 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

16 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

17 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

18 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

19 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

20 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

21 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

22 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

23 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

24 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

25 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

26 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

27 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

28 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

29 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

30 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

31 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

32 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

33 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

34 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

35 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

36 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

37 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

38 銀行が発行する債券の登記につつては、その総額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

業年度につき、利益の百分の十に相当する金額を下ることができないものとする。

7 銀行が優先株式消却計画書に記載した事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(優先株式の引受け)

8 銀行は、この法律による債券の発行に資するため、国が米国対日援助見返資金(以下「援助資金」といふ。)をもつて引き受けることができる。

(債券の消滅時効)

9 銀行は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の適用)

10 銀行が発行する債券を償還する場合には、その償還金額に割増金を附けることができる。

(銀行の利益の積立及び配当)

11 銀行は、毎営業年度末における利子のうちから、左の各号に定めるところにより優先株式の消却及び優先株式を引き受け、又は譲り受けることができる。

(優先株式の引受け)

12 法人に対する政府の財政援助の有する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用する。

(優先株式の引受け)

13 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

14 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

15 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

16 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

17 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

18 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

19 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

20 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

21 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

22 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

23 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

24 法律第二十四号第一條(政府の所持する株式又は出資の取扱の規定は、國の所有する優先株式について準用しない)。

(優先株式の引受け)

勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する債券についての日本勸業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法並びにこれらの法律に基く命令の規定と矛盾し、又はてい触する場合においては、この法律の規定が優先する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

この消費旅行の際に債券を発行している銀行の債券の発行に関する
ことは、昭和二十五年三月三十一
日までは、なお従前の例による。

銀行等の債券発行等に関する法律案
内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔川野芳滿君登壇〕

○川野芳滿君 ただいま議題となりました米国対日援助物資等処理特別会計

法案並びに米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並

びに結果につき御報告申し上げます。
まず第一の法案について申し上げます。
すると、この法案は、米国対日援助物資の取得及び処分等の処理に関する政府の経理を一層明確にするため、從来貿易特別会計の援助物資勘定において行つておりました経理方法を廃止して、新たに独立の特別会計として米国対日援助物資等処理特別会計を設置いたしまして、一般会計と区分経理するために提出されたものであります。

この法案の主要な点は、この会計の歳入に援助物資の売却代金、一般会計からの繰入金等とし、歳出は見返資金特別会計への繰入金、事務取扱費等とすること、一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、援助物資の価格を調整するための財源として繰入れること、並びに見返資金特別会計への繰入金は、援助物資及び援助役務の米国通貨による価格を大蔵省令の定める換算率により日本国通貨に換算して、政令の定める時期において同会計の見返り資金に充てるために繰入れることとしておる点であります。なおこの会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等を設けるとともに、附則において、貿易特別会計法に援助物資勘定の廃止等に伴う所要の改正を行ふことといたしております。

以上が、この法案の提出になつた趣旨並びにその内容の主要な点であります。が、この法案は、三月二日、本委員会に付託されまして、四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十五日及び二十二日の両日、各委員より、見返り資金の現在高及びその運用状況、見返り資金は貸付か贈與か等について質疑が行われ、政府委員よりそれべく答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次に第一の法案について申上げます。この法案は、米国対日援助見返資金を民間情報教育事業に使用するに取扱わせることができることとし、また支出残額を翌年度に繰越して使用

することができる一こととする等の措置を講ずるために提出されたものでありまして、改正の要点は次の三点であります。

第一点は、見返り資金の運用または使用に関する規定の改正であります。この資金を、連合国最高司令官総司令部民間情報教育部の指導により行われる。同時に地方公共団体の民間情報教育事業に使用することができる。ことといったふうとするものであります。

第二点は、見返り資金の私企業に対する運用の事務を円滑にする等のため、從来国がその事務を日本銀行にだけ取扱わせることができるようになつておりましたのを、農林中央金庫等大蔵大臣の指定する金融機関によ取扱わせることができることとし、かつ日本銀行及び指定金融機関に見返り資金の運用に必要な資金を交付することができることとしたそととするものであります。

いでは速記録に譲りたいと存します。
次いで三月二十三日、両法案について討論に入りましたところ、小山委員は自由党を代表して、両法案とも時宜に適した措置であるとして賛成の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、産業資金等の規制している際に、見返り資金を教育的、文化的方面に使用することは妥当でない等の理由をあげて第一の法案について反対の意を表され、また見返り資金そのものに反対である立場より第一の法案にも反対である旨を述べられ、松尾委員は社会党を代表して、見返り資金の本質を明確に把握するよう希望して第一の法案に賛成の意を表せられ、見返り資金を民間情報教育事業に使用することは民主的文化的であるから第一の法案にも賛成である旨を述べられ、宮腰委員は民主党を代表して、見返り資金を経済再建に役立つよう使用されたい旨の希望條件を付して、両案に賛成の意を表せられました。
次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて両案とも原案の通り可決いたしました。
次に、たゞいま議題となりました日本勸業銀行法等を廃止する法律案並びに銀行等の債券発行等に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。
まず第二の法案について申し上げます。この法案は、経済復興のため最も緊急とされる長期資金の円滑な供給をはかる目的をもつて、銀行並びに農林及び商工組合の両中央金庫に対し債券発行について特例を設け、あわせて見

過並びにその結果につき御報告申し上

返り資金の引受による優先株式の発行を認める等の措置を講ずるためには提出されたものであります。

この法案の要点は、第一に銀行等による金融債の発行、第二に、この金融債の発行に資するための見返り資金による優先株式の引受、第三に、銀行の自己資本の充実の三點であります。第一に金融債の発行につきましては、銀行等は自己資本の二十倍に相当する金額から預金と債券との合計額を控除した残額の債券を発行することができまするものとして、これに関連して商法の特例その他金融債発行について必要な規定を設けております。第二に、この金融債の発行に資するため、銀行等は見返り資金をもつて引受けられる場合に限り特殊の優先株式、または優先出資を発行することができます。しかし、優先株式は、利益の配当または残余財産の分配について、普通株式に對し優先的の内容を有するほか、無議決権株式であり、また償還株式である旨を規定しております。第三に、銀行等の自己資本の充実につきましては、銀行法では毎營業年度における利益の百分の十を準備金として積み立てることになつておりますが、自己資本が預金と債券との合計額の百分の五に達しない場合には、毎營業年度における利益の百分の二十五と、一箇年につき資本金の百分の十とのいすれか低い方の金額を準備金として積み立てなければならぬこととし、同時に、普通株式に対する配当については別段の法律的制約を加えないこととしております。

以上が、この法案の提出になりますた趣旨並びに内容の要点であります。

Digitized by srujanika@gmail.com

によりまして、零細なる大衆資金をかき集めて、これを独占資本にのみ奉仕せしめんとするがごときやり方に對しましては、憤懣ながら反対を表明せざるを得ないのであります。

さらに、今向この法律によつて行わ
れますところの銀行等の増資につい
て、一定の優先株式を設定いたしまし
て、これを見返り資金によつて引受け
しめ、さらにこれらの調達いたしまし
た自己資金の二十倍の債券発行限度を
擴張あるいは設定しようとするのでござ
いますけれども、われくは、先ほど
ど見返り資金に関する二法案について
強い希望を申し述べましたように、今
日本の見返り資金の運用をきわめて自主
性を失わしめるような段階にあるとき
において、さらにこれら見返り資金
は、その本来の性格からいたしまし
て、もつと日本の経済再建のために、
産業に対する直接投資の方向に向けら
れなければならぬという意味におい
て、銀行の増資優先株を見返り資金に
よつて引受けけるということについて
は、われくは贊意を表しがたいので
あります。政府に言わしむるならば、
見返り資金の産業への直接投資は非常
に手続が煩瑣だということを申してお
りますけれども、これは、われく
の主張いたしますところの見返り資
金運用の自主性を確立することによつ
て解決される問題であり、われく
は、むしろこの方向に向つて政府が適
切な施策を進めるべきであると信ずる
のであります。

よりまして相当多額の債務償還が行われております。一般的の、衆議院を多数で押し通しましたところの二十五年度予算案におきましても、千三百八十九億の公債の償還が予定されておるのであります。しかし、こうした債務償還によりますと、銀行の手持資金が増大をして、從来からも、銀行の手持資金が増大をして、それが自然貸出しにまわつて行くというような間接融資の方式を政府は盛んに説いて来たのでござりまするけれども、二十四年度、また二十五年度においても、相当の債務償還によつて、政府はこれらの金融機関に対しても手持資金を豊富ならしめるのをござりまするけれども、はたしてこれららの金融機関の手持資金が豊富になつたから貸出しが円滑に行き、金融梗塞状態が打破されたかといえば、まさかに逆の現象が起つておる。これらの調達いたしましたところの資金がすべて日銀に還流いたしまして、今日、日本銀行券の発行高が三千億円台を割つておるといふこの事実は、今日の金融梗塞、デフレ現象の特徴的な現象であるとわれくは信ずるのであります。それゆえ、いう意味におきましても、われくは、こうした形における資金調達を政府が今回の法律改正によつて行おうとするということに対しても反対せざるを得ないのであります。

という事実に対する深刻な反省を拂う必要があると、われわれは信ずるのであります。今日の段階におきましては、むしろ財政と金融の分離ではなく、金融は財政のもとに、ことに大蔵大臣の恣意的な統制のもとに完全に隸属しておるという事実をわれわれは指摘しなければならないものと考えるのでござります。

おりまして、またこのあとで述べられ
るであろう反対討論を予想して申し上
げるのであります。この法律案は、
われ／＼の考え方からいたしまする
と、まことにけつこくな案なのであり
まして、われ／＼は、民主党あるいは
社会党といふども、この法律案に賛成
するのにやぶさかでないと思つておつ
たのであります。その理由を申し上げ
まするならば、本法の第三條によりま
すと、すべての銀行は一定の條件の
もとに債券を発行できるということに
なつておるのであります。従来考えら
れておりましたところの金融方式によ
りますると、銀行は預金業務に専念す
べきであつて、債券の発行をすること
は望ましくない、銀行に集まるところ
の預金はこれを短期の運転資金に使用
すべきですが、現在の日本の経済状態、こ
れを見てみると、銀行に集まります
すところの資金は、きわめて短期の預
金であります。特別当座預金あるい
は当座預金というよくな短期の預金
が全預金の約八十パーセントを占めて
おるのが現在の日本の状況である。し
かしながら、一方において、日本において
は、長期設備資金の要求はまことに切
なるものがあるのであります。しかし
に、金融機関に集まるところの金は非
常に短期のものであるという關係上、
銀行はこれを長期資金に運用せんとい
たましても、経済上の制約を受け
て、これができ得なかつたのであります。
さような状態でありますので、
銀行は短期の資金だけを準備すればよ

らしいという、従来の考え方では、日本の現状に徴しては、やや行き過ぎのうらみがあつたのであります。が、今度の法律によりまして、銀行は債券の発行ができるといいますことは、これで長期の資金が得られるということはもとよりのことあります。けれども、また片一方におきまして、短期の資金を集めておるところの金融機関が、この債券を買い入れることによりまして長期の資金と短期の資金が同時に調達できるというところに、この法案の妙味があるのです。これが、私どもがこの法案に賛成する根本的な理由なのです。

第一といたしましては、ここに集まりましたところの資金は、勸銀、北海道拓殖銀行、あるいは興業銀行、あるいは農林中央金庫、商工中央金庫等を通じまして、それ／＼の分野にこれが放出されるのであります。従いまして、ここに集まります二十五年度における五百七十億というこの新しい資金は、あらゆる産業にこれがまわって行くのであります。(「大産業にまわるのだ」と呼ぶ者あり)大産業にまわると仰せられますが、この債券は、農林中央金庫において六十六億、商工中央金庫において五十億という金が集まる以上は、これが中小企業にまわらないと言われる議論はまったく的をはずれておるのであります。(拍手)

第三に、この債券を発行いたしますにつきましては、その前提として、相当大幅の増資を必要とするのであります。二十五年度は、金融機関において五十二億という厖大な増資を必要とするのであります。が、この厖大な資金を

集めるのに、市中からこれを集める
ことはなく、困難であります。従つ
て……（見返り資金だらう」と呼ぶ者
あり）これは仰せのごとく見返り資金
から出すのであります。が、見返り資金
がこのようない方面に使われるといふ新
しい分野をつくり出したということ
が、われ／＼が賛成する第三の理由な
のであります。

のは、あなたがも日本の産業をアメリカの奴隸とする、あるいは日本をしてアメリカの人身、こうに供するかのことと、錯覚をしておられますけれども、この見返り資金は、アメリカの援助物資によつてできたものであることは当然であります。この資金は日本人の資金なのです。従つて、この見返り資金を使うことによつて経営権の内容に干渉するとか、あるいは日本本の産業がアメリカに隸属するといふ結果が来るということは、まことに奇想天外の議論とわれくは考えるのであります。

第四といたしましては、この五百二十七億に上るところの金融債は、預金部資金による引受けを認められたのであります。従来、わが国において、この預金部資金は、国または地方公共団体に対する貸付以外には使用を禁じられておつたのであります。そのため、国民の切なる懸念でありますから、今は商工中央金庫、北海道拓殖銀行を通じて、地方に還元する道が、ここに初めて開かれたのであります。

以上が、私がこの法律案に賛成するおもなる理由であります。若干の希望意見を付しますと、銀行は、その預金または債券の合計額が、自己資本の二倍に達した場合には債券の発行ができない、という規定があります。現在の金融機關の運用状況を見ておりますると、預金を集めて短期の資金にまわす方が、はるかにもうかるのであります。従いまして、この場合に銀行のなすがまさにこれをまかせておきますと、銀行は預金を集めてこれを短期に運用するということとのみ熱中いたしまして、法案の目的とするところの長期資金、長期債券発行の余地が少くなる憂いなしとしないのであります。従つて政府は、この面において十分なる監督権行使せられて、かかる弊害の起らないよう注意せられることを望むのであります。

第三としましては、中小企業金融といふことが盛んに論議せられ、国会においても、しばへこれが問題になります。度の法案によりまして、五百二十七億という厖大な長期産業資金が入りまする結果、中小企業金融に対する資金の準備はできるのでありますけれども、たなこれも從来の金融機関のいわゆるコマーシャル・ベースにおける経営のままにまかせておきまするならば、そこに準備されたところの資金が円滑に中小企業の中に入つて行くかどうかについて少からず疑問があります。従いまして、われわれは、この中で小企業の金融に対しまして、金融機関がこれを円滑にできまするよう、ここに金融保証制度の拡充または金融機関の損失補償の制度を設けられることを政府に希望いたしたいのであります。

関する法律案に対しても反対するものであります。本法案の理由は、一般銀行と特殊銀行との区別を廃止しまして、同様に債券を発行せしめ、長期資金の調達をやらせようとするものであります。これは新しい行き方であり、こうとから反対するものではありませんが、しかし、不動産金融機関をな上げにしつつ、その跡始末をつけないで廃止してしまうということは今日、不動産金融を得られざるために、一般中小商工業は、まったく金融を開墾されてしまつた状態であります。これに関しては、昨年の十二月に、地方銀行協会の会合の席上、日本銀行の某金融調査委員もこれについて言つておる通りに、確かに不動産金融銀行は必要であるということを力説されて、それが難点として、不動産金融をやらせるということを言われておりますが、はたして一般の地方銀行がこの不動産金融をやさせ、自信があり、その力があるかといふことは、われ／＼は実際に疑問に思うのであります。

心配されております。またもし発行が許されたとしても、この地方銀行が單独に発行することは困難であると思われる所以であります。

旧特殊銀行と一般銀行とは、形の上では公平ではあるが、実際的には不公平である、こういうことと、日銀の金融政策委員会の某委員が、はつきり言明しております。また債券発行を許されても、中央における市中銀行は、地方支店を有利に利用し、地方資金を中央に集中する危険があるのであります。これがために、地方の農民に対する金融並びに中小企業に対する金融が、いやが上にも不足を來す危険があるのであります。

政府は一部地方に還元すると言うちも、その実をあげられるやいなや疑問に思うのであります。政府は、零細なる郵便貯金を地方より集めながら、それが地方には全然還元されていない。この資金よりなる大蔵省預金部資金は、大多数が財政資金として放出され、民間の経済資金としてこの金を利

用していいないのであります。

また政府は、中小企業資金として、見返り資金を毎月一億円貸し出せると言われております。これは、大蔵委員会で大蔵大臣も言明しております。現在まで貸した金は、すでに三億円ぐら

いなければなりませんが、実際に調べてみますと、その金は、わずかに七千万円くらいしか出ていないのであります。これは、この見返り資金、いわゆる中小企業に貸し出す金は、地方銀行が半分負担しなければならない、こういうことであるために、地方銀行はこ

の貸出しを躊躇つてしまうのであります。

○副議長(岩本信行君)
〔宮腰喜助君登壇〕

8

○副議長（岩本信行君） 宮腰喜助君。
〔宮腰喜助君登壇〕
○宮腰喜助君 私は、民主党を代表いたしまして、米国対日援助物資等処理特別会計法案並びに米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案に対しても、希望條件を付しまして賛成するものであります。日本産業再建のために十分研究し、すみやかに貸付あらんことを希望いたしまして、本案に賛成するものであります。

それから日本勧業銀行法等を廃止する法律案並びに銀行等の債券発行等に

有力なる旧来の特殊銀行は、その十分なる経験と、全国的に存在する連絡網を利用して、この銀行に集中される危険があるのであります。地方銀行は、債券の発行の経験が少く、また今日の経済状態では、債券の一般募集はほとんど困難であります。これも、日銀の金融政策委員会の委員が、ある雑誌上に、おそらくこういう制度をとつても、現在の経済状態並びに銀行の経験上から言つて、この債券発行は不可能であるのではないかということを

また政府は、中小企業資金として、見返り資金を毎月一億円貸し出せると言われております。これは、大蔵委員会で大蔵大臣も声明しております。現在まで貸した金は、すでに三億円くらいいなければなりませんが、実際に調べてみますと、その金は、わずかに七千万円ぐらいしか出でていないのであります。これは、この見返り資金、いわゆる中小企業に貸し出す金は、地方銀行が半分負担しなければならない、こういうことであるために、地方銀行はこの貸出しを躊躇してしまうのであります。

四百九

す。これは、政府にもう一步前進して

もういまして、国民金融公庫の貸出しのように、見返り資金を直接に国民に貸し出すようにせねば、現在の中小商工業金融並びに農民金融の緊急なる解決は不可能であります。ことに本案のごとく、地方市中銀行に債券発行をせしめて、不動産金融をたな上げにするようなことでは、断じて金融の民主化ということはできません。

また、金融機関の優先株の引受けを見返り資金によつてなさしめ、金融機関の金融を助成せんとする考え方ありますことは、妥当のように考えられますことなきにしもあらずであります。しかし、必ずしも優先株の引受けを見返り資金によつてやうとも、この見返り資金を直接貸與する方法があるのであります。従つて、本法案が国会を通過しても、いづれ近々修正せねばならぬ時期が必ず来ると考えるのであります。

予算委員会で、大蔵大臣は、明らかにこれはアメリカに対する日本の債務であると答弁されているのです。はたして見返り資金が債務であるならば、政府は、まさに憲法七十三條及び八十五條の規定によつて締結された協約並びに国の債務行為を明らかにして国会の承認を求めるなければならぬのであります。この手続をせずして国会を無視し、憲法上成規の手続をとらない憲法無視のやり方なのであります。こういう日本国民の負担による見返り資金を廃止することなく、かえつて強化する改正諸法案に対し、まず第一に反対せざるを得ないのであります。

回の改正は、より一層の意識的な自主性の放棄であります。

第三の反対理由は、見返り資金が国民の犠牲と負担の増大を來す点を指摘せざるを得ないのであります。見返り資金は、理論上、輸入商品の売上げ代金と税金からなつてゐる。特に重要なことは、輸入援助物資が国内で売れようが売れまいが、その代金相当額は強制的に積み立てられ、そのためには生ずる貿易の特別の赤字は、「一般会計」すなわち税金で埋められるのであります。二十五年度予算について見ても、見返り資金は、机の上では約一千三百億で、うち八百億は、あの高い外米その他食糧品、工業原料等の商品代金であり、約五百億は、国民の血のにじむ、生命をすり減らした税金であります。この商品代金と税金が積み立てられたものがこの特別会計であります。が、最近は恐慌が進行し、輸入援助物資が売れないために、実際上には、これ以上の多額の税金でまかなわれることになります。

ところが、この国内恐慌は、實に外国の恐慌輸入によって促進されているのであります。それゆえ、見返り物資が入れば入るほど不景氣はひどくなり、不景気がひどくなればなるほど、見返り資金が救済主のごとく登場し、日本經濟を支配し、そしてこれが日本の全經濟機構の上をおおうというのが、これからくりの実体なのであります。(拍手) その上、重税の一つの大好きな原因がこの見返り資金制度に胚胎しているという点で、また注目しなければならないのであります。従つて、かかる制度の廢止こそ望ましく、強化はもつてのほかであります。

第四の反対理由は、この見返り資金の使途が日本經濟の平和的發展の方に向ふに使われず、軍事的産業に重點が置かれていることがあります。從来もまた本年度も、見返り資金の運用は、電力、鐵鋼、炭鉱、造船、化學等の基礎産業を、いずれもみな軍事的方向におむかすようにしてゐる。従つて、人民の生活向上や安定のための民主的産業は疎外され、これら産業の犠牲によつて軍事的産業の拡大が行われてゐるのであります。」このことは、見返り資金の本質からして当然生れて來ることで、見返り資金によつて日本産業が平和的に復興することは絶対に望めないのであります。

あります。この点からも反対せざるを得ないのです。

第六の反対は、見返り資金が吉田内閣の貿易的な技術導入の受入体制に使用されるという理由からであります。元来見返り資金は、経済の安定と復興、輸出の振興のために使用すと規定されたにもかかわらず、今回の改正案によれば、總司令部の民間情報教育事業に從属する教育事業への使用を提案しているのであります。このことは、最近の外資導入が、主として技術導入しか可能でないため、それを促進するための一つの工作にはかならないのです。すなわち、民間情報教育事業の図書は外國書であり、一部専門家として技術、文化方面の投資に呼応するものであります。もしこの点がそのまま利用できないならば、何ゆえ六・三制その他の日本人の一般教育費をもつと多額に一般予算に計上しないのか。一方で日本人をばかにしてしまいうような教育予算を組みながら、他方こんなふうに見返り資金を使うのは、当然植民地化政策の一環だと断定せざるを得ないのです。

以上の理由からして、わが党は、この見返り資金に關係する四法案に反対するとともに、見返り資金制度そのものの廢止を主張し、反対討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論

まず日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の方は終局いたしました。

Digitized by srujanika@gmail.com

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ

つて両案とも委員長報告の通り可決い

たしました。(拍手)

次に日程第四及び第五の両案を一括

して採決いたします。両案の委員長の

報告はいずれも可決であります。両案

を委員長の報告の通り決するに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ

つて両案とも委員長報告の通り可決い

たしました。(拍手)

第六 不正競争防止法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

第七 中小企業等協同組合法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

第八 小型自動車競走法案(栗山
長次郎君外四十一名提出)

第九 帝国石油株式会社法を廃止
する法律案(内閣提出、参議院
送付)

○副議長(岩本信行君) 日程第六、不
正競争防止法の一部を改正する法律
案、日程第七、中小企業等協同組合法
の一部を改正する法律案、日程第八、不
正競争防止法の一部を改正する法律
案は同一の委員会に付託された議案
でありますから、一括して議題といた
します。委員長の報告を求めます。通
商産業委員会理事神田博君。

商産業委員会理事神田博君。
不正競争防止法の一部を改正する
法律案
不正競争防止法の一部を改正す
る法律
不正競争防止法(昭和九年法律第
二十四号)の一部を次のよう改正する。

十四号の一部を次のよう改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 左ノ各号ノ一一該当スル行

為ヲ為ス者アルトキハ之ニ因リテ

營業上ノ利益ヲ害セラル虞アル

者ハ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請

求スルコトヲ得

一本法施行ノ地域内ニ於テ広ク

認識セラル他ノ氏名、商

号、商標、商品ノ容器包装其ノ

他人ノ商品タルコトヲ示ス表

示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用

シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販

売、拡布若ハ輸出シテ他人ノ商

品ト混同ヲ生ゼシムル行為

二 本法施行ノ地域内ニ於テ広ク

認識セラル他ノ氏名、商

号、標章其ノ他人ノ營業タル

コトヲ表示ト同一又ハ類似

ノモノヲ使用シテ他人ノ營業上

ノ施設又ハ活動ト混同ヲ生ゼシ

ムル行為

三 商品若ハ其ノ廣告ニ虚偽ノ原

産地ノ表示ヲ為シ又ハ之ヲ表示

シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸

出シテ原産地ノ誤認ヲ生ゼシム

ル行為

四 商品若ハ其ノ廣告ニ其ノ商品

ガサ出、製造若ハ加工セラレタ

ル國以外ノ地ニ於テ出、製造

若ハ加工セラタル旨ノ誤認ヲ

生ゼシムル表示ヲ為シ又ハ之ヲ

表示シタル商品ヲ販売、拡布若

ハ輸出スル行為

五 商品若ハ其ノ廣告ニ其ノ商品

ノ品質、内容若ハ数量ニ付誤認

ヲ生ゼシムル表示ヲ為シ又ハ之ヲ

表示シタル商品ヲ販売、拡布若

若ハ輸出スル行為

六 競争關係ニアル他人ノ營業上

ノ信用ヲ害スル虛偽ノ事実ヲ陳

述シ又ハ之ヲ流布スル行為

第一條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二 故意又ハ過失ニ因リ前

條各号ノ一一該當スル行為ヲ為シ

タル者ハ之ニ因リ營業上ノ利益ヲ

害セラレタル者ニ対シ損害賠償ノ

責ニ任ズ

前條第一号若ハ第二号ノ行為ニ因

リ他人ノ營業上ノ信用ヲ害シタル

者又ハ同條第六号ノ行為ヲ為シタル

者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ

請求ニ因リ損害賠償ニ代へ又ハ損

害賠償ト共ニ營業上ノ信用ヲ回復

スルニ必要ナル処置ヲ命ズルコト

ヲ得

第二條を次のように改める。

第一條 前二條及第五條ノ規定ハ左

ノ各号ノ一一該當スル行為ニハ之

ヲ適当セズ

第一商品ノ普通名称若ハ取引上普

通ニ同種ノ商品ニ慣用セラル

表示ヲ普通ニ使用セラル方法

ヲ以テ使用スル行為又ハ之ヲ使

用シタル商品ヲ販売、拡布若ハ

輸出スル行為

二 取引上普通ニ同種ノ營業ニ慣

用セラル名稱其ノ他ノ表示ヲ

普通ニ使用セラル方法ヲ以テ

使用スル行為

三 自己ノ氏名ヲ善意ニ使用スル

行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ

販売、拡布若ハ輸出スル行為

四 第一條第一号若ハ第二号ニ掲

グ表示が本法施行ノ地域内ニ

於テ広ク認識セラル以前ヨリ

之ト同一若ハ類似ノ表示ヲ善意

ニ使用スル者若ハ其ノ者ヨリ營

業ト共ニ其ノ表示ノ使用ヲ承認

シタル者ニ於テ其ノ表示ヲ使用

スル行為又ハ之ヲ使用シタル商

品ヲ販売、拡布若ハ輸出スル行

為

前項第三号又ハ第四号ニ掲グル行

為ヲ為ス者ニ対シテハ之ニ因リテ

シタル者ニ於テ其ノ表示ヲ使用

スル行為又ハ之ヲ使用シタル商

品ヲ販売、拡布又ハ輸出スル行

為

第一條第一項第一項乃至第三

項」を第一條第一項第一号、第一條

至第三号及第四條第一項乃至第三

項」を第一條第一項第一号、第一條

ノ二、第四條第一項乃至第三

項」を第一條第一項第一号、第一條

ノ二号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算し

て一箇月を経過した日から施行す

る。

不正競争防止法の一部を改正する法

案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

中小企業等協同組合法の一部を改

正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改

正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改

正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改

正する法律案

中小企業等協同組合法(昭和二十

四年法律百八十一号)の一部を改

正する。

第五十五條第二項中「總会におい

て、」を削り、同條第三項中「總代の

定数は、」の下に「その選舉の時にお

ける」を加え、同條第五項を第六項と

し、同條第五項として次の一項を加

える。

5 総代の任期は、三年以内におい

て定款で定める期間とする。

この法律は、公布の日から施行す
る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

小型自動車競走案
(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に関する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄與するとともに、地方財政の改善を図るために、小型自動車競走に規定するものとする。

二 小型自動車競走の各競走は、前項各号に掲げる種目ごとに、同一の規格のものをもつて行わなければならぬ。

二 前号に掲げる者を除き、事務員、会計係員、連絡係員その他の小型自動車競走の運営に従事する者にあつては、当該小型自動車競走について

二 都道府県は、勝車投票の的中に対し、その小型自動車競走についての勝車投票券の売上金額の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。(以下同じ。)

三 小型自動車競走に勝車がなかつたこと。

四 (都道府県の負担する実施に要する費用)

第五條 第十二條の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金額から前二條の規定により自己の收入とすべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。

第六條 第二十二条の規定による拂戻金及び返還金の債権の時効

第六條 第二十二条の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第七條 小型自動車競走に使用する

並びに小型自動車競走会及び全

国小型自動車競走会連合会の役

員にあつては、すべての小型自

動車競走について

第八條 小型自動車競走場、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、全国小型自動車競走会連合会に登録されたものでなければならぬ。

第九條 都道府県は、小型自動車競走場、選手又は小型自動車について、その登録を拒むことはできない。

第十條 都道府県は、登録規準に合致する小型自動車競走を行つて、小型自動車競走を行ふことができる。

第十一條 都道府県は、左の各号の一に該当する

場合においては、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十二條 小型自動車競走場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。

(競走に使用する小型自動車の種類)

一 選手、審判員及び競走の役員並びに小型自動車競走会及び全國小型自動車の種類は、左の通りとする。

二 前号に掲げる者を除き、事務員、会計係員、連絡係員その他の小型自動車競走の運営に従事する者にあつては、その投票は、無効とする。

三 出走すべき小型自動車がなくなり、又は一車のみとなつたこと。

四 前号に掲げる者を除き、事務員、会計係員、連絡係員その他の小型自動車競走について

五 その債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

六 (都道府県の收入)

七 (都道府県は、勝車投票券の売上金額の百分の二十五に相当する金額を自己の收入とするものとする。)

八 (国庫納付金)

九 (都道府県は、前條の規定により自己の收入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。)

十 (小型自動車競走会への交付金)

十一 (都道府県は、小型自動車競走会に小型自動車競走の実施を委任したときは、第十六条の規定により自己の收入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の五を超えない金額を当該小型自動車競走会に交付しなければならない。)

十二 (都道府県の負担する実施に要する費用)

十三 (都道府県は、第十六条の規定により自己の收入とすべき金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。)

十四 (小型自動車競走の実施に要する費用)

十五 (都道府県は、第十二条の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。)

十六 (都道府県は、第十二条の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

十七 (都道府県は、前項の端数切捨によつて生じた

第一條 小型自動車競走は、小型自動車競走場で行わなければならぬ。

第二條 小型自動車競走場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。

第三條 都道府県は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

第四條 都道府県は、小型自動車競走の実施を當該都道府県に設立する小型自動車競走会に委任することができる。

第五條 小型自動車競走は、小型自動車競走場で行わなければならぬ。

第六條 小型自動車競走場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。

内において一箇の全国小型自動車競走会連合会を設立し、その会員となるものとし、各会員は、一箇の平等の表决権を有し、多數決をもつて全国小型自動車競走会連合会の総会の議事を決定する。

3 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三

十四條（公益法人の設立）の規定により設立される法人とする。

4 小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走会連合会は、小型自動車競走会、選手及び小型自動車の登録、各都道府県における競走日程の作成その他の小型自動車競走の実施の調整並びに小型自動車に関する事項の振興を目的とする。

（勝車投票券の発売の停止等）

第二十一条 都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会がこの法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれに基いてする処分に違反した場合には、通商産業大臣は、当該都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝車投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により戒告以外の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該都道府県、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し公開による聽聞をしなければならない。但

し、急速を要する場合は、事後に聽聞をすることができる。

（届出又は報告）

第二十二条 通商産業大臣は、都道府県から小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

（委任事項）

第二十三条 この法律に定めるもの

の外、小型自動車競走の実施の委任に関する事項、小型自動車競走場及び小型自動車競走に使用する

小型自動車の規格に関する事項、小型自動車競走場、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車

競走に使用する小型自動車の登録規準その他登録に関する事項その他この法律の施行に關する必要な事項は、省令で定める。

（罰則）

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三年以下罰金に處し、又はそ

の刑を併せ科する。

1 第三條第二項の規定に違反し

又は競走に關して、賄ふを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に處する。

2 前項に規定する者が、その職務

又は競走に關して、賄ふを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に處する。

3 前二項の場合において、收受した賄ふは、没收する。もし、その全部又は一部を没收することができない場合には、その価額を追徴する。

4 第二十七條第一項又は第二項

による各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税であつて昭和二十五年三月三十日以前に終了する事業年度に係るものに関する帝國石油株式会社法第二十九條の規定の適用については、なお従前の例による。

5 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部を次のよう改訂する。

6 登録税法（明治二十九年法律第

二十七号）の一部を次のよう改訂する。

7 第六條第一項第十一号中「帝國石

油債券」を削る。

8 帝國石油株式会社法を廃止する法律案

9 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條の規定による株主総会の決議により、商法に適合しない事項を同法に適合させるた

票券の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者に対して勝車投票券を発売しない。

（法施行の際現に農地であるものは、小型自動車競走場の用に供してはならない。）

第二十二条 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

3 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

4 前條第一項第五号中「自転車競走」の下に「及び小型自動車競走」を加える。

第二十六条 小型自動車競走会若しくは全国小型自動車競走会連合会の役員、小型自動車競走に關する事務に從事する者又は選手が、その職務又は競走に關して、賄ふを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に處する。

（最終号の附録に掲載）

小型自動車競走法案（栗山長次郎君外四十一名提出）に関する報告書

（帝国石油株式会社法を廃止する法律案）

帝国石油株式会社法（昭和十六年法律第七十三号）は、廃止する。

（附則）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。但し、帝国石油株式会社法第二十九條の規定の廃止に係る規定は、帝国石油株式会社の法人税法（昭和二十一年法律第二十九号）による各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税であつて昭和二十五年三月三十日以前に終了する事業年度に係るものに関する帝國石油株式会社法第二十九條の規定の適用については、なお従前の例による。

2 前項の規定による帝國石油株式会社法（昭和二十一年法律第二十九号）は、廃止する。

（附則）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。但し、帝国石油株式会社法第二十九條の規定の廃止に係る規定は、帝国石油株式会社の法人税法（昭和二十一年法律第二十九号）による各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税であつて昭和二十五年三月三十日以前に終了する事業年度に係るものに関する帝國石油株式会社法第二十九條の規定の適用については、なお従前の例による。

2 帝国石油株式会社法（昭和二十一年法律第二十九号）は、廃止する。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、帝國石油株式会社法（昭和二十一年法律第二十九号）は、廃止する。

2 帝國石油株式会社が、この法律の施行の日以前において、商法

（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條の規定による株主総会の決議により、商法に適合しない事項を同法に適合させるた

め必要な定款の変更の決議をし、主務大臣の認可を受けたときは、その時以後帝國石油株式会社及び経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）は、適用されないものとする。

3 前項の規定により、帝國石油株式会社及び経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律が適用されなくなつた際現に発行されている帝國石油債券及びその時までにした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。

4 帝國石油株式会社の法人税法による各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税であつて昭和二十五年三月三十日以前に終了する事業年度に係るものに関する帝國石油株式会社法第二十九條の規定の適用については、なお従前の例による。

5 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部を次のよう改訂する。

6 登録税法（明治二十九年法律第

二十七号）の一部を次のよう改訂する。

7 第六條第一項第十一号中「帝國石

油債券」を削る。

8 帝國石油株式会社法を廃止する法律案

9 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條の規定による株主総会の決議により、商法に適合しない事項を同法に適合させるた

（昭和二十五年三月十日）

参議院議長 佐藤 尚武

帝国石油株式会社法を廃止する法律
案(内閣提出、参議院送付)に関する事

報告書

〔最終号の附録に掲載

○神田博君　ただいま議題と相なりますが、
した不正競争防止法の一部を改正する
法律案につきまして、委員会の審議の
経過並びに結果について概要御報告申
し上げます。

御承知のことと、現行不正競争防止法は、国内法制の欠陥を充てるよりも、工業所有権保護同照條約のへーグ改正條約に加入する準備として、昭和九年に制定せられたものであります。そこで、打続く計画経済下にありまして、爾來十有余年の間は、何日目の目を見ることができなかつたのであります。

八日 案議院会議録第三十号 不正競争防止法の一部を改正する法律案外三件

で述べますように本條に新たに加えました行為をした者に対し刑罰を科することとした点であります。すなはち現在は、第四條の違反行為以外については罰則の規定はなかつたのであります。

そこで、新たに三年以下の懲役または二十万円以下の罰金の規定を設け、不正競争の目的をもつてする行為者に対する制裁を強化したのであります。

第四は、不正競争防止法第一條第一項第一号及び第三号に掲げる行為について、新たに輸出する行為を加えた点

欲を減退せしむるがごときことのないよう温情ある裁定を下すようとの強い要望を付して賛成意見の開陳があつたのであります。次に社会党今澄勇君及び民主党有田喜一君よりも、それぐら

同様趣旨の希望を付して賛成意見が申し述べられ、共産党伊藤憲一君よりは反対意見が述べられたのであります。引き続き賛決に入りましたところ、多數の票をもぢまして可決することに決した次第であります。

次は中小企業等協同組合法の一部を

の他定款に定める方法にすることが必要であるというのであります。

第二といいたしましては、総代の定数が常時組合員総数の十分の一であることを要求しておりますが、協同組合の加入は御承知のように自由、脱落も自由の原則とするため、組合員の数は常に変動を免れないものであります。この際総代の定数に関して、一定の基準の時期を明確にしたいというのであります。

第三は、総代の任期には制限がないませんが、組合民主化の見地からその最高限を定め、組合員の総代に対する批判の機会を與えたい、こういうのでありますて、この際総代の任期は、役員のそれと歩調を合せまして、最高三年とするのが妥当であるというであります。

付託となりまして、三月十一日政府委員より提案理由を聽取し、十七日質疑に入りましたところ、中小企業の現状に關しまして、各委員より熱心なる質疑応答が、通産大臣及び政府委員との間に、同日及び二十二日の二日間にわたり行われたのであります。内容の詳細は会議録に譲りますから、御参照願いたいのであります。

そこで、二十四日討論に入りましたところ、自由党門脇勝太郎君より、本

法律案は刻下の中小企業が直面するさまざまな苦難を一つへ解決して行こうとする前ぶれであつて、これを契機として、政府は全力を振つて次々と中小企業問題の解決に当られるよう期待したいとの熱烈なる要望を付しますし、賛成の意見を表明されたのであります。

ます。続いて社会党今澄勇君、民主党有田喜一君より、中小企業問題の打開

は今後によつべきもの多きを憂うる

本改正案は百尺竿頭一步を進めたものであるとの賛成意見が述べられ、次に共産党伊藤憲一君よりは反対意見が開陳されたのであります。引き続き採決いたしましたところ、多数をもちまして可決いたした次第であります。

まず本法案の目的及び要旨を簡単に御説明申し上げます。すなわち、本法案の目的といたしますところは、第一に、小型自動車の海外宣伝に資するとともに、小型自動車工業界の有形無形な振興に寄與せんとする事であります。

期待し得る相当な収益の活用であります。幸いにして逼迫せる地方財政が、いささかなりとも改善せられることになります。するならば、まことに当を得たものと思わなければならぬといふのであります。

第三には、小型自動車競走は速力を主眼といたします関係上、おのずからその性能の向上、品質の改善に貢献するところ多大であります。とかく近来不振に陥り、がちな商業界に清新はつらつたる活力を與え得るものと確信するのであります。

次に本法律案の主要なる点を簡単に申し上げますと、施行者は都道府県でありまして、その議会の議決を経て行なうことができるであります。

次に売上金額の配分につきまして

うことができるのです。

は、小型自動車競走施行者は、勝者投票券の売上額の百分の七十五を車券購入者の賞金とし、残り百分の二十五のうち百分の三は国庫收入とし、さらに百分の五を越えない範囲内の金額を当該小型自動車競走会に交付いたしました。

して、残余の百分の十七をもつてその他経費及び競走施行者たる地方自治体の収入に充当したいというのであります。

前項の規定によりまして国庫收入と相なりました金額に相当する金額をもまして、自動車工業の生産増強、品質、性能の向上、広汎な外国市場の開拓による輸出全般の伸長に振り向けるとするものであります。

本法律案は、自由党栗山長次郎君四十一名の、共産党を除く各派共同提案によるものであります。三月九日委員会に付託せられ、十一日、栗山長次郎君より提案理由を聴取し、越えて十四、十五の両日にわたりまして熱心な質疑応答が重ねられたのであります。ところが、共産党を除く各派より、都道府県のほかに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の五大都市をも競走施行者に加えてはどかとの修正意見が抬頭いたしまして、十七日の委員会に詰りましたところ、共産党を除く各派の同意を得ましたので、私神田博より修正案が提出せられたのであります。

その理由といいますところは、右五大都市は、その行政機構、人口、財政等の点におきまして優に都道府県に匹敵するばかりではなく、当該府県下の小市町村において競走施行が許可される場合におきましては、実情に沿

わない不合理な点も生じますし、また無用の競合を来すことになるからであります。また一方、新たに競走場を設立するとか、あるいは既存の農耕地をつぶすとかいったふうな、思われぬ支障も生ずるおそれがあるのです。

以上が修正案の要旨及び内容であります。詳細は会議録を御参照願いたいと思います。

引き続き討論に入りましたところ、自由党、日本社会党、民主党、国民協同党及び新政治協議会の各派を代表して、自由党小金義照君より、本法律案の施行によつて生ずる弊害について格段の監督を要望すると同時に、これが防止についても万全の対策を講ぜられたい。また国庫收入の金額も自動車業界の振興発展のために有効確実に使用せられたいとの強い要望を付しましたと賛成意見の開陳がありました。次いで共産党田代文久君よりは反対意見の表明がありまして、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案について多数をもつて可決した次第であります。

次は帝国石油株式会社法を廃止する法律案でございます。

帝国石油株式会社は、石油資源の開發を促進し、石油鉱業の振興をはかる目的のもとに、昭和十六年帝石法に基き設立されたものであります。終戦後は戦時補償特別措置法、過度経済力集中排除法及び企業再建整備法の施行に伴う再編成を行いました。整備計画の措置が終つておるのであります。その特殊会社としての性格を変更して、

今後は商法による会社として存続させる必要があります。

本法律案は、三月十日、本委員会に付託されましたので、十一日及び十五日慎重審議を行いました。質疑の詳細

は委員会の会議録に譲ることにいたしました。

十五日に質疑を終了いたしました。一昨二十三日討論に入りました。まず自由党を代表して門脇勝太郎君は、帝石法は軍閥專制の遺物であるから、本法律案はまことに時宜を得たものであるが、石油鉱業の乏しい我が国において、今後石油鉱業は全面的に自由放任

の輸入を想い合せるとき、国内石油事業の前途はきわめて多難といわねばならない。そこで政府は、今後わが国石油資源の実情を一層正確に把握するとともに、外油の輸入がわが国石油鉱業を不正に圧迫しないような対策を講ぜられたい。また第二といたしまして、帝石法制定当時強制買上げを行つた鉱区の返還の有無を明らかにせらるたいということ、第三といたしましては、地下資源の調査、開発等について一層の科学的施設を行うこと、という重大希望事項を付しまして、本案に賛成せられたのであります。

次第であります。

これにて討論を終りまして、ただちに採決に入りましたところ、多数をもつて本案は可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもつて四案の御報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許しますが、この際一言申し上げておきます。運営委員会の申合せもありましたので、討論はきわめて簡潔にお願いいたします。今澄勇君。

○今澄勇君登壇

私は、日本社会党を代表いたしまして、帝国石油株式会社法を

視するようなことに相なりはしないか、そこで、わが国石油鉱業の前途はきわめて不健全になるとの趣旨によりまして、本案に反対の意見を述べられたのであります。

次いで民主党の有田喜一君は、第六回議論に入りましたところ、自

由党、日本社会党、民主党、国民協同党及び新政治協議会の各派を代表して、自由党小金義照君より、本法律案の施行によつて生ずる弊害について格段の監督を要望すると同時に、これが防止についても万全の対策を講ぜられたい。またまた国庫收入の金額も自動車業界の振興発展のために有効確実に使用せられたいとの強い要望を付しましたと賛成意見の開陳がありました。次いで共産党田代文久君よりは反対意見の表明がありまして、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案について多数をもつて可決した次第であります。

次は帝国石油株式会社法を廃止する法律案でございます。

帝国石油株式会社は、石油資源の開發を促進し、石油鉱業の振興をはかる目的のもとに、昭和十六年帝石法に基き設立されたものであります。終戦後は戦時補償特別措置法、過度経済力集中排除法及び企業再建整備法の施行に伴う再編成を行いました。整備計画の措置が終つておるのであります。その特殊会社としての性格を変更して、

んとする次第でござります。

本法は、国産石油に対する政府の冷淡な態度と、一貫せる鉱山行政並びに燃料行政、なんんなく石油政策に対する無定見を暴露するものであります。

(拍手)

反対理由の第一点は、わが国石油産業は、国家の保護と助成をもつて育成すべき現状にあることは論をまたないところであるにもかかわらず、このよ

うな国産原油の九割を産する帝国石油株式会社を廃止する。しかば、わが国の石油資源の開発並びにわが国石油事業の助成について最も重要な石油資源開発法という法律を並行して出すのが妥当な政府の鉱山政策であるとすべきであります。かかるに、この法律も行わざ、一方石油鉱業に対する助成策も消極的であることは遺憾であると強く石油鉱業政策の樹立を要望せられまして、本案に賛成されました。

最後に、日本共産党を代表して伊藤憲一君よりは、本法律案によつて政府は国産石油に対する国家的保護政策を全般的に放棄するのではないか、また安価な外油によつて国産石油の自立は不可能ではないか、こういうような立場から強い反対意見が述べられたのであります。

これにて討論を終りまして、ただちに採決に入りましたところ、多数をもつて本案は可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもつて四案の御報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許しますが、この際一言申し上げておきます。運営委員会の申合せもありましたので、討論はきわめて簡潔にお願いいたします。今澄勇君。

○今澄勇君登壇

私は、日本社会党を代表いたしまして、帝国石油株式会社法を

廃止する法律案に反対の意思を表明せり、精油にのみ重点を置いて採油を軽放つものである、すなわち本法律案の施行により、今後わが国石油業者は、は、わが国石油鉱業を外資の鉄蹄下に放つものである、富裕低廉なる外油に依存するのあま

り、精油にのみ重点を置いて採油を軽放つものである、すなわち本法律案の施行により、今後わが国石油業者は、は、わが国石油鉱業を外資の鉄蹄下に放つものである、富裕低廉なる外油に依存するのあま

り、精油にのみ重点を置いて採油を軽放つものである、すなわち本法律案の施行により、今後わが国石油業者は、は、わが国石油鉱業を外資の鉄蹄下に放つものである、富裕低廉なる外油に依存するのあま

り、精油にのみ重点を置いて採油を軽放つものである、すなわち本法律案の施行により、今後わが国石油業者は、は、わが国石油鉱業を外資の鉄蹄下に放つものである、富裕低廉なる外油に依存するのあま

さて、いわゆる国内石油企業の合理化によってこの国際場裡の競争へ対処するかという、このような問題について、政府は、ただ価格調整公団をして価格をブールせしめるという答弁しかできないということは、わが国のいわゆる石油政策の中の価格政策についてもまた政府は何らの対策を持たないということを証明して余りある次第でござります。(拍手)

さるに私どもは、反対の第三の理由として、精製部門のみに重点を置いた日本石油業界の姿と外資導入について、石油が戦争必需物資である関係上、慎重な考慮を要しなければならないのです。国内の必要

量と輸入原油との関係について質問いたしましたが、われくの納得でき得る答弁を求めることができませんでした。一例を申し上げますならば、昨年調印された昭和石油の日英通

商協定による七百八十八万バーレルの買付問題、さらにいま一つは、日本石油が米国カルテックス社との石油供給契約の際、土地及び施設の一部を先方に譲渡し、同社製品の日本国内受

託販売、利益の折半を契約せることには、相当の問題をこれらの契約の中にはらんでおるものであるとわれわれは考えておるのに、政府は民間企業会社にまかしてあると答弁するだ

けで、何らこれに関知しておらないといふような態度は、まことにこれは日本本の石油政策に対する政府の怠慢であると称さなければなりません。（拍手）

は、微妙なる国際情勢を考慮に入れておられないものでございまして、不必要に諸々の外國を刺激する結果に相なる次第でござります。外国通信によると、極東軍事會議委員ジエサップ大使にインター ビューした米国記者は、日本人の大半は再軍備を熱望していると報じておられます。ことは、御承知の通りでございます。このような荒唐無稽な誤解の印象を與えるのは、政府の産業政策が、その例を石油にとつてみても、以上のことをき、そのときまかせの彌縫策であつて、何ら信念のある計画を持つておらなかつたところに基因するものと断ぜざるを得ません。

以上二点の結論より、本説は案にむかへて、わが社会党は絶対反対の意態を表明する次第でござります。

表して、不正競争防止法の一部を改正する法律案、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案並びに小型自動車競走法案に対しまして反対の意を表すものであります。が、このうち不正

競争防止法の一部を改正する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきましては、時間ありませんので、討論を省略いたしまして、反対の意を表明するにとどめます。

ついで私は小型自動車競走法案に反対いたします。本法案は、小型自動車業の性能の向上とか、小型自動車工業の振興、あるいは地方財政の改善をはかることなど、うたつておりますが、その本

質は賭博奨励法案であります。この法律案の兄弟法ともいへば自転車競技法は、施行後一年半になりますが、その結果は、日々の新聞が伝えるように、やおぢようレース、騒擾事件の連続事件と、ゆすり、たかり、すり、かつぱいを初め、あらゆる犯罪の温床であります。こういう不正と犯罪のるつながりで、労働者やサラリーマンは、さうの底をはたかれ、ただでさえ苦しい生活を一層破滅させ、このため賭博士を競輪に奪われた町の商店は、今やつたくさびればて、競輪のばかり騒ぎを恨んでいる状態であります。それの下ではありません。中学生や小学生もまたが競輪に夢中になり、未就学児童は、めんこ、べいこま、ビーエ玉などの賭博品に夢中であります。国民の老幼男女が、あげてばくちに夢中になる。これが一體独立国の状態でありますか。三うまでもなく、これは植民地の風景であります。こういう状態に一層輪をかけようとするのが本法案であります。政府は、これを憂うるどころか、こゝに油を注ぎ、P.P運動と称して、樂しく遊び、楽しく支拂いましょうと、十きなボスターをはつて、宣伝に大わざであります。

か、どう錢をはねられない。これから本の現状であります。しかも、まじめに働く國民から、この税金の残りを、ばくちで吸い上げようとするのが本業であります。

二月一十一日(夏令新規則)を主
しやもの賭博団が検挙されたことを
えておりますが、提案者諸君は、し
もの性能の向上と地方財政をゆたか
するために、しやものけんか法案を呈
案されたらいかがでありますようか。

これとそれとは大した相違はございません。自動車の性能の向上や輸出の増加は、かかる賭博行為によつては望ません。てら錢のような税金を廃し、賞金を引上げ、適正な農産物価格

よつて國民の購買力をふやし、國民一人々々がみな自分の自動車を運転できるよつたな政策をとることこそ肝要のであります。

十五日の委員会において、国内販売ということは第二次的、第三次的に、しかし、私どもは国内ではなるだけ牛つてもらいたくない、とさえ言つてしまふ。おそらく栗山君は、日本人ほどは二十円の車券を買って、勝つただけでも騒いでおればいいと考えておら

六二八

れるのであります。しかも、本法案の提案者は、栗山君だけでなく、社会党の水谷、米塙両君を含め、各党を網羅しているに至つては、また何をか言わんやであります。——そして、自由党と並んで賭博獎勵法案の提案者になられる。自由党と、いずれからずの雌雄を決せんやであります。少くとも、まじめに物事を考へるならば、このような法案に對しては、わが党とともに断固反対されるよう希望して、私の反対討論を終ります。(拍手)
○副議長 岩本信行君 田代文久君。
〔田代文久君登壇〕
○田代文久君 私は、共産党を代表いたしまして、帝石法の廃止法案に對しまして反対するものでござります。
現在の日本の石油産業事情といふものは、きわめてゆゆしき事態に立ち至つておるのであります。すでに御承知のように、カルテツクスとか、あるいはスタンダード・シェルといふようないくつかの外國系の大資本が、販売実績の七〇%を占めておる。そして、日本の日石とか、東亜燃料、あるいは昭和石油といふものと提携し、しかもこれらの日本商社は、これらの外國資本の支配下に置かれておるのであります。御承知のようすに、太平洋沿岸における精油所の再開とか、あるいは旧陸海軍の燃料廠の拂下げというようなものが、こういう会社によつてなされておることは、すでに皆さん方の御承知の通りであります。

郵便貯金法（昭和二十一年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中第一号から第五号までを次のように改め、同條第二項中「第五号」を「第二号及び第五号」に改める。

一 国及び地方公共団体

二 土地改良区、土地改良区連合、水害予防組合、水害予防組合連合及びこれらに準ずる団体

三 国立、公立又は私立の学校及び宗教法人

四 労働組合及び国家公務員法（昭和二十一年法律第百二十号）

五 育児院及びこれに準ずる慈善団体並びに健康保険組合及びその他の団体

第六十八條第二項の職員の組合を目的としないもの

第七十九條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

五 育児院及びこれに準ずる慈善団体並びに健康保険組合及びその他の団体

第六十八條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

五 育児院及びこれに準ずる慈善団体並びに健康保険組合及びその他の団体

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

第五十三條中「恩給金庫」を「国民金融公庫」に改める。

第六十二條第一項中「二二円」を「五一円」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第五十三條の改正規定は、昭和二十四年六月一日から適用する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改め、同條第四項中「第二項の用紙で拂込書の用紙以外のもの」を「第二項の用紙」に改める。

第四十八條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

加入者又は受取人が、その責に帰すべからざる事由に因り、前項内に拂もどし金の拂渡の請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数についても、同様とする。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

衆議院議長幣原喜重郎殿

簡易保険局において、これを納付する。

第五十三條中「恩給金庫」を「国民金融公庫」に改める。

第六十二條第一項中「二二円」を「五一円」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十三條の改正規定は、昭和二十四年六月一日から適用する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改め、同條第四項中「第二項の用紙で拂込書の用紙以外のもの」を「第二項の用紙」に改める。

第四十八條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

加入者又は受取人が、その責に帰すべからざる事由に因り、前項内に拂もどし金の拂渡の請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数についても、同様とする。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

衆議院議長幣原喜重郎殿

時代の要請に即応し、各事業の基礎法として全文改正を見たものでありますので、改正法律案も、制度の本質的內容に触れようとするものではなく、主として事業利用者の利益を一層保護するため規定の一部を改正しようとするものであります。すなわち、郵便為替証書、郵便貯金の拂いもどし証書及び郵便振替貯金の拂出し証書の有効期間に関し合理的改正をはかるとともに、郵便貯金法にあつては、土地改良法の制定等に伴い、郵便貯金の総額制限の適用を受けない公共団体等の名称の読みかえを規定し、郵便振替貯金法においては、簡易生命保険の保険料または郵便年金の掛金を振替貯金から簡易生命保険または郵便年金特別会計に移しかえる料金を、加入者より徴収することなく簡易保険局において納付することに改めようとしておるほか、拂込書用紙の売渡し制度の復活、地方公共団体に拂い込む公金の拂込み料金の引上げ等を規定いたしておるのでござります。

委員会は、各法案の付託以来、法案提出の理由、内容等について政府より詳細説明を聽取し、審議の慎重を期しておりますが、特に御報告申し上げるよう格別の質疑もなかつたのであります。それらの詳細については、すべて会議録に譲りたいと思ひます。かくて委員会は、三月二十四日質疑を終了する審議の経過並びに結果につき御報告を申し上げます。

最初に、政府の議案提出の理由並びに三法案の内容の概略を説明申し上げます。

〔副議長退席、議長着席〕

今回改正しようとしている三法律は、いざれも最近の機会において、新

衆議院議長幣原喜重郎殿

て採決いたしました。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第十三 労働組合法の一部を改正する法律案

○議長（幣原喜重郎君） 日程第十三、労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員会理事田弘作君

第十九條第二十項中「東京都」を「東京都、北海道、大阪府及び福岡県」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 北海道、大阪府又は福岡県の地方労働委員会は、当該地方労働委員会の委員の定数のうち、労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加した数を充當するため新たに委員が任命されるまでは、なお改正前の定数をもつて組織する。

3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員の定数のうち労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加

した数を充當するため新たに任命されたものの任期は、同様同項本文において准用する同條第十一項本文の規定にかかわらず、任命の日からこの法律施行の際現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

○**労働組合法の一部を改正する法律案**
（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔篠田弘作君登壇〕

○**篠田弘作君登壇**

○篠田弘作君　たゞいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

今回政府から提出されました改正案の要点は、御承知のことく労働組合法におきましては、地方労働委員会の定数は使用者委員、労働者委員及び公益委員おのづつ五人でありますして、例外として東京都地方労働委員会のみはおのの七人となつてゐる所以であります。が、今回北海道、大阪府及び福岡県の地方労働委員会につきましても、その定数をそれべつ七人ずつに改正しようとするとあります。しかして、この改正の理由は、昨年六月現行労働組合法施行以来の実績に鑑み、以上の北海道、大阪、福岡各労働委員会の事務は、他府県のそれに比して非常に繁忙をきわめておるのでありますし、その事務の処理を迅速にし、労働組合法及び労働関係調整法の施行を円滑にいたしますには、これらの地方労働委員会の定数を増加する必要が認められるに至つたということであります。

本案は、本月十三日、本国会に提出

せられ、同日労働委員会に付託されたのであります。よつて、二十二日委員会を開催し、政府側より提案に関する趣旨の説明を聽取し、二十四日さらに会議を開き、熱心なる質疑応答を行つて、續いて討論に入りましたところ、自由党の島田未信君及び日本社会党の前田種男君は原案に賛成の意を表し、日本共産党的春日正一君は改正に反対の意を表されたのであります。

かくて採決の結果、大多数の賛成を得て原案通り可決されました。詳細は速記録に譲り、以上をもつて報告を終ります。（拍手）

○議長（常原喜重郎君） 討論の通告があります。「これを許します。柄澤セキチ子君。

〔柄澤セキチ子君登壇〕

○柄澤セキチ子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、労働組合法の一部を改正する法律案に反対するもので、以下をいたします。

大阪、北海道、福岡県の地方労働委員の数を、五名からさらに二名をふやしますことは、労働委員会の事務の円滑な運営が促進できることと本法案はうたつているのでござりますけれども、ただいま地方労働委員会の事務の運営が円滑に行かないところの本質は、数の問題ではないであります。それにもかかわらず、本法案は、いかにも數を二名ふやすことによつて労働委員会の事務が円滑に行くことを印象を大衆に與え、問題の本質をそらそらとしているのであります。昨年六月、労働組合法が改悪されまして以来、労働者の基本的な権利というものは、国鉄を初めとする不当な首切りによりまして、大

から次へと継ぎ、今日ではまた方勞働委員会は、今日ではまた労働者の信頼を失墜しております。その例は、政府自身が認められておりますように、労政局長の言にもありますごとく、地方労働委員会に委嘱することをやめて、直接地方裁判所に労働者が問題を提訴することが最近では非常に多くなつてゐることが、これを証明してゐるのであります。さらに地方労働委員会は、七名でありますところの東京都労委におきましても、七十三件以上の事件が処理しているのであります、月に平均二十三件ずつも提訴されますものが、わずかに四件くらいしか解決していないのが実情であります。神奈川県におきましては、三十八件も提訴されておりますが、わずかに一件しか解決されていない状況でござります。

しかも改悪以来、本法にないところの労働組合法の旧施行令の三十七条の前項を無視して、その後段にありますところの「推薦アリタル者不適當ナルトキハ労働大臣又ハ都道府県知事ハ職権ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得」という、すでに廃止されたる末梢的な字句を取上げまして、あの専売裁定におけるところの十六條の二項を悪用したところの、労働者側の組合選出の労働委員を排斥いたしまして、知事あるい

は政府側の意向をもつて、反労働者側委員としてきめているのであります。

労働者側委員の熱心なる労働者の利益を代表するところの活動が、中立の労働委員をして公正なる態度をとらしめていたのであります。その中立委員も、この職権委嘱以来押されまして、御用化しているということは事実であります。また日本の現状におきまして、中立委員の、中労委の有数の桂委員などが、どのように言つてゐるかと申しますと、日本政府には自主権がない、ことにマ書簡が出了のときには、マ書簡によつて今までの一切は否定され、事情は変化した、政令は国会を経ずに即日にも出せるものであり、調停を終える余裕がないから、ただちに調停を打切るべきであるというごとき、こういふような所見を発表されまして、日本の現在の労働委員会の果しております役割といふものが、実にはつきりと、ここに買弁化ぶりを示してゐるのであります。

になつてゐるのであります。この委員の性格が、今申し上げましたように買弁化してゐるのでありますと、労働委員の数を二名ずつよそういうふうな問題で本質を解決することはできないであります。

私ども日本共産党は、労働組合の本旨、つまり第一條にうたつてありますところの「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること」、こうした精神が、すでに現在の吉田内閣によりましては根本的に失われて いる。この方針をかえない限りこの改正は無意味であるということを主張するのであります。すなわち、公共企業体労働関係法ができ、あるいはあの公務員法ができる以來、団体交渉権、罷業権といふものは、日本の労働者の中心であるところのものから剥奪されているのであります。ことに見返り賃金の入りますところの産業におきましては、労働協約の改悪ということが、労働者の権益を守ることのできない形で提出されて来ているのであります。

労働組合法が改悪されて以来、この日本で終戦以来基本的には確立されたところの、労働者の権利を守つて いる团体協約といふもの、労働協約といふものを見渡すこととき改悪が、急速に最近行われて いるのであります。また専売裁定においても現われておりますように、最近臨時人夫、臨時工といふようなものが、中労委の裁定においてすらも、これから除外されて いるということが明らかなる事実となつて現われて いるのでありますけれども、こと

にこの見返り資金の關係並びに軍需産業、戦争準備の工場といわれるところの労働者の權益といふものは、一体だれの手によつて、何の法律のもとに保護されたらよろしいのでありますようか。まつたく法外にあるのであります。

このような問題を解決せざして、日本の労働者全体の權益があるいは労働委員会のこの役割が、數をふやすということ問題だけで解決するといふ、こういふ、いちじくの葉のような法案を出します。現政府の政策に対しましては、絶対に反対せざるを得ないのあります。

私どもとしては、労働組合法それ自体の改正を政府は急ぐべきである、戦争準備のために、あるいはその他いろいろの見返り資金導入のために、労働組合法の精神がまつたく蹂躪されてしまうことを指摘いたしまして、この反対討論を終りたいと思います。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十四 国庫出納金等端数計算法

案(内閣提出)

第十五 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計へ

の繰入及び納付に関する法律案
(内閣提出)
第十六 新炭需給調節特別会計法
の廃止等に関する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第十四、国庫出納金等端数計算法案、日程第十五、退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案、日程第十六、新炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案、同條第一項とある

この三案は同一の委員会に付託せられたものでありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めてます。大蔵委員会理事北澤直吉君。

国庫出納金等端数計算法案
国庫出納金等端数計算法

(通則)

第一條 国、法令による公團、連合

国軍人住宅公社、日本壳牌公社、

日本国有鉄道、復興金融金庫、國

民金融公庫、住宅金融公庫、船舶

運営会、商船管理委員会、特殊会

社整理委員会、閉鎖機関整理委員

会、証券処理調整協議会、地方公

共団体及び政令で指定する公共組

合(以下「国及び公團等」という。)

が收納し、若しくは支拂う金額又

は国税若しくは地方税の課税標準額についての端数計算は、この法律の定めるところによる。

2 他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は、衝突する場合には、この法律の規定が優先する。

(全額收納又は全額支拂)
第二條 国及び公團等が一時に收納し、又は支拂う場合において、そ

の收入金又は支拂金の金額は五十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上あるときは、その全額を切り捨て、支拂金の全額が一円未満であるときは、その金額を一円として計算する。

2 前項の場合において、国及び公團等の收入金の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨て、支拂金の全額が一円未満であるときは、その金額を一円として計算する。

3 国及び公團等相互の間又は国若しくは地方公共団体の組織相互の間ににおいて支拂う金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てる。

(分割収納又は分割支拂)
第三條 国及び公團等が分割して収納し又は支拂う金額を計算する場合においては、その総額について、前條の規定を準用してこれを計算した後、分割金額を算出する。

2 前項の規定により算出した分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項の規定により算出した分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第二條の規定は、国税又は地方税を分割して収納する場合における分割金額の計算について準用する。この場合において、当該国税又は地方税が政令をもつて指定するこの場合において、当該国税又は地方税以外の国税又は地方税であるときは、第三條第一項」と、同條第一項中「一円」と

(課税標準額の端数計算)
第五條 国税又は地方税の課税標準額を算定する場合において、その課税標準額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はそ

の全額を切り捨てる。
2 政令をもつて指定する国税又は地方税の課税標準額については、その課税標準額にかかわらず、その課税標準額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、第二條の規定にかかわらず、その全額を一円として計算する。

3 第二條の規定は、国税又は地方税を一时に収納する場合においては、第二條及び前項の規定にかかるらず、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令をもつて指定する国税又は地方税を一时に収納する場合においては、第二條及び前項の規定にかかるらず、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令をもつて指定する国税又は地方税を一时に収納する場合においては、第二條及び前項の規定にかかるらず、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 郵便切手をもつて納付する郵便料金
三 欠損補てん金
四 没入金、没收金、犯罪に基く追徴金又は法令により当然国庫に帰属する收入金
五 国債証券に対する利子
六 政府契約の支拂遲延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八條、第九條、第十條及び附則第二項の規定による遅延利息
七 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條第三項、賃員保険法(昭和十四年法律第七

あるのは「十円」と読み替え、当該国税又は地方税が政令をもつて指定する国税又は地方税であるときは、第二條の規定にかかわらず、その端数金額又はその全額を一円として計算する。これは「第六條第二項」と読み替えるものとする。

4 国税又は地方税の還付金の金額に一円未満の端数があるときは、又はその全額が一円未満であるときは、第二條の規定にかかわらず、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

(適用除外)
第七條 この法律は、第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、左の各号に掲げるものについては適用しない。

一 外国為替等(外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。)及び債権をいう。)を基礎とする收入金又は支拂金

二 郵便切手をもつて納付する郵便料金

三 欠損補てん金

四 没入金、没收金、犯罪に基く追徴金又は法令により当然国庫に帰属する收入金

五 国債証券に対する利子

六 政府契約の支拂遲延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八條、第九

條、第十條及び附則第二項の規定による遅延利息
七 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條第三項、賃員保険法(昭和十四年法律第七

した国庫出納金等端数計算法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、最近の経済情勢にかんがみまして、国庫等の出納金額、国税及び地方税の課税標準額の計算事務を簡素にいたしまして、その計算の増進をはかるために提出されたものであります。そして、その要点は次の四点であります。

第十四條の次に次の二條を加え
（一時借入金の利子相当額の繰入）
第十四條の二 この会計の投票券勘定又は業務勘定の負担に属する一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
新炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

ては、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第四十三條の規定は、適用しない。

3 農林大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

では一円未満を切り捨てるのこととして、分割収納の場合の税額につきましては、前に述べました分割収納の規定を適用することとし、税の還付金につきましては、一円未満を一円として計算することといたしております。

なお、国及び公団等の收入金または支拂金のうち、外国為替等を基礎とするもの、郵便切手をもつて納付する郵便料金等、この法案の規定を適用する

第十四條の次に次の二條を加え
（一時借入金の利子相当額の総額の算出）
第十四條の一 この会計の投票券勘定又は業務勘定の負担に属する一時借入金の利子と相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
（炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案へ内閣提出）に関する報文

すなわち第一に、国及び公團等における收入金または支拂金につきましては、原則として五十銭未満を切り捨て、五十銭以上一円未満を一円として計算し、その金額の全額が一円未満の場合には、收入金については全額を切り捨て、支拂金については一円として計算し、また国または公團等の相互間の支拂金につきましては、その金額の全額が一円未満の場合には全額を切り捨てることいたしております。

提出されたものであります。この法案の要点は次の二点であります。
第一に、政府または公團等の職員は、退職しましてから一年以内に失業をしております場合には、失業保険法の保険金支給の條件に従つて計算いたしました失業保険金相当額と、退職時に支給されました退職手当額との差額を失業者の退職手当として支給されるのであります。この支給は、現在日本

次いで三月二十三日、討論を省略して採決いたしましたところ、起立賛成もつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました退職員に支給する退職手当の財源によるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申上げます。

この法案は、政府または公会等の退職員に対する失業者の退職手当の支拂いが今後六ヶ月間まで行つるゝこととし、

きまつては、その適用を除外するといたしております。

以上が、この法案の提出になります。また趣旨並びに内容の要点でありますと、この法案は、三月二十日、本委員会に付託されまして、二十二日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、三月二十三日討論に入りましたところ、河田委員は共産党を代表して、失業者の退職手当を公共職業安定所で支給することになると、誤算で解決も円滑に行かず、職業安定所の業務を増大して、支給を受ける者が不平等になるとの理由をあげて反対の意を表され、前尾委員は自由党を代表して、従来とも失業の認定は職業安定所で行つていたが、今回同じ場所で支払

ました場合には翌年度の負担額に充て
しなお余りがあります場合には、翌
年度までに各特別会計及び公団等
返還し、不足しました場合には、翌
年度までに各特別会計及び公団等よ
り補填させることといたしております。
以上が、この法案の提出になります
た趣旨並びに内容の要点でありま
が、この法案は、三月二十日、本委員
会に付託されまして、二十二日、政
委員より提案理由の説明を聽取し、
委員より公共職業安定所の運営等に
いて質疑が行われまして、政府委員
より答弁されました。

勤務所において行われておるのであります。が、今回これが公共職業安定所支給されることになりますので、そ支給財源に充てるため、各特別会計たは公団等の負担額を、予算の定めところにより一般会計へ繰入れまた納付されることといたしております。

第二に、一般会計が各特別会計までは公団等から退職手当の支給財源を入れ、精算の結果過不足が生じまして場合の調整につきまして、受入額が特別会計及び公団等の負担額を超過

済債務が残る予想でありますので、この会計の借換証券の償還財源に充てたための証券を発行することができるとして、この会計に関する資産及び債務の一切を一般会計に引譲ることとしたそうとするものであります。

この法案の要点は、第一に、新規給調節特別会計法を廃止すること、二に、この会計の借換証券償還のたゞ一年内に償還すべき証券を発行す

る審議の経過並びに結果につき御説明申し上げます。

この法案は、薪炭需給調節特別会計を廃止するとともに、昭和二十四年においてこの会計の借換証券の償還源に充てるための証券を発行することができる」とし、この特別会計の停止に伴う必要な措置を講ずる等のたゞに提出されたものであります。すなはちこの会計は、昨年十二月当時におましては、年度内に一切の薪炭証券及び大部分の債務の償還ができる予想がありましたが、諸般の情勢から清算努力が進歩しなかつたところ、正規支

を要けることになるのであるから、
給を受けれる者はかえつて便宜になる
を述べて賛成の意を表せられ、松尾
員は社会党を代表して、宮腰委員は
主党を代表して、いずれも賛成の意
表せられました。

次いで採決いたしましたところ、
立多数をもつて本案は原案の通り可
いたしました。

次に、ただいま議題となりました
炭需給調節特別会計法の廃止等に關
する法律案について、大蔵委員会にお

「いわゆるドアハンドル」の如きは、第三回の特別会計法の規定を準用して、この法律では、川口市第十回に記載された國有鐵道特別会計法の一括改正するものとあります。

次に、この法律の提出になりませんが、この法律は、川口市第十一回、本委員会に付託されました。十一月一日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、二十三日、四日の両日にわたり、各委員より、收入未済債務の内訳、その残存理由並びに取立て見込み、清算事務完了の見込み等について熱心なる質疑が行われましたが、質疑応答の詳細については省略します。

次いで討論に入りましたが、田中織田進委員は社会党を代表して、新炭需給状態は実際によつて田浦ではなく、あた清算事務を終了しないのに特別会計を廃止するには反対です。田中啓一委員は自由党を代表して、新炭需給はまばや統制の必要がない、また特別会計を廃止するか、この際の特別会計を廃止するかは賛成であることを述べられ、室屋委員は民主党を代表して、收入未済債務の取立て、支拂い未済債務の決済等について不安があるのに特別会計を廃止するとは反対であることを述べられ、竹村委員は共産党を代表して、この特別会計は一切清算しない廃止すべきである等の論を述べて、ともに反対の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(鶴原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(鶴原喜重郎君) 律第百一十九条第一項の規定により御異議ありやむから、〔異議なし〕と申す旨を承ります。

○議長(鶴原喜重郎君) 律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事前田郁也(前田郁也)君。

第九條「賃率」、「運賃及び料金」に改めます。
別表第一及び別表第二をそれぞれ次のよへんに改めます。

君。

国有鐵道運賃法の一部を改出する法律案

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航 路 别		三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森	函館間	160円	320円	1,040円
森	高松間	30	60	200
宇野	福岡間	100	10	10
方	江島間	15	15	15
仁	宮島口			
島	島根間			
大	小松港間			
下	門司港間			

別表第二

第六條の規定による急行料金

種別	地 带 别	三等料金	二等料金	一等料金
航行別料	60キロメートルまで	400円	800円	1,200円
航行別料	1200キロメートルまで	600	1,200	1,800
航行別料	1201キロメートル以上	800	1,600	2,400
急行料	300キロメートルまで	120	240	360
急行料	600キロメートルまで	200	400	600
急行料	1200キロメートルまで	300	600	900
急行料	1201キロメートル以上	400	800	1,200
急行料	150キロメートルまで	40	80	120
急行料	300キロメートルまで	60	120	180
急行料	600キロメートルまで	100	200	300
急行料	601キロメートル以上	150	300	450

附 錄

[最終版の附録] 諸規

○議長(鶴原喜重郎君) 福永君の動議

○議長(鶴原喜重郎君) 「異議なし」と申す旨を承ります。

○議長(鶴原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本程は追加せられました。

但し、通行税が課せられる間に、一等の運賃及び二等の運賃の百十十分の百とする。

第六條に次の但書を加べる。

但し、通行税が課せられる間に、一等の運賃及び二等の運賃は、それぞれ同表に掲げる一等の運賃及び二等の運賃の百十十分の百とする。

○議長(鶴原喜重郎君) 「異議なし」と申す旨を承ります。

○議長(鶴原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本程は追加せられました。

「外國為替管理委員会四四人」に、
首都建設委員会「二五人」に、
同項目中「計五八、一三三一人」を「計
五八、一五八人」に、合計の項目中
「合計八七三、一三七人」を「合計
八七三、二六二人」に改める。

首都建設法案（井手光治君外三十七
名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔滋利三郎君登壇〕

○滋利三郎君 ただいま議題となりま
した、井手光治君外三十七名の提案に
かかる首都建設法案につきまして、建
設委員会における審議の経過並びに結
果につき御報告申し上げます。

まず本法案の要旨を御説明申し
上げます。第一に、東京都は、新
憲法下、平和文化国家を標榜する
わが国の首都である。従つて、東京都
を新しく首都として計画し建設するに
あたつては、その規模構想は、政治、
経済、文化その他あらゆる方面にお
いて首都としての有機的機能を發揮し得
るよう、さらに国内的あるいは国際的
関連において行われるあらゆる国家の
中枢活動を、より能率的に、より効果
的になし得るように規定してあります。

第二に、これが目的を達成するため
総理府の外局に首都建設委員会を設置
し、この委員会において、東京都の区
域内の都市計画、都市計画事業、その
他首都を建設するために必要な施設及
び事業の基準となる基本的計画を作成
し、それらの計画及び事業の総合調整
をはからんとするものであります。し
かして、この首都建設計画にのつとつ
ころであるが、首都としての都市の施

て各種施設の計画及び事業が実施され

るよう、委員会に勧告の権限を與えてお
ります。さらにこの委員会の事務を
處理させるために、委員会に事務局を
置くこととしてあります。

第三に、首都は全國民の総意のもと
に計画し、建設されるべきものであり、
首都を建設する上においては、官
公民を問わず、これが実施に協力
し、援助しなければならないとし、さ
らに東京都が首都であることとにかく
みて、要すれば國家が都市計画事業を
直接執行できるように規定してあります。

第四に、東京都あるいはその他の関係
行政庁が首都建設計画に基く事業を実
施する場合は、首都としての国家的要
請による事業である関係上、その事業
の用に供するため、その経費を負担す
る公共団体に対し、国はその普通財産
を譲渡することができるよう規定し
ております。

本法案は、三月二十三日建設委員会会
に付託され、三月二十四日提出者より
提案理由の説明を求め、二十四、五日
の兩日にわたり熱心な質疑が行われた
のであります。その間、さらに大蔵省、
地方自治庁、建設省当局より、さら
に参考人として東京都建設局長より
意見を聽取いたしました。

次に提案者に対する質疑の要点を申
し上げます。第一に、東京都を首都と
して計画し建設するには現行都市計画
検討等が問題になるのではないかと考
えるとの答弁がございました。

第三に、地方自治の拡張は新憲法並
びに地方自治法において高調せられて
いるが、地方自治法を尊重すれば、都
市計画のことき自治体の自発的計画を
設しようという積極的の現われである
ところであるが、首都としての都市の施

設の整備について、現在何ら他都市に

比較して特別の恩恵を受けておらず、
その都市計画は特に國家的あるいは国
際的な関連を考慮して総合的に計画し

ても、その実行力ははなはだ薄弱であ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

という、まことに寒心にたえず進歩
状況である。しかも戦後、東京都が首
都として国際的関連を各方面に生じて
参つたことは明確な事実であり、その

結果は交通施設において、または保健
衛生施設において、あるいはその他の

文化施設において早急に整備を要する
状況に立ち至つており、現状としては、
とうてい東京都を首都として総合的に
計画し建設することは困難であるとの

答弁がありました。

第二に、首都建設委員会において作
成する首都建設計画とはいかなるもの
であるかという質問に対しても、首都

としての機能を發揮する上に必要な施
設の計画及び事業の基準となる基本的
な計画であつて、具体的には官庁地

区、文教地区、歓興地区、高速度鉄
道、地下鉄等による交通網、港湾、国
際空港あるいは中央大公園等の整備再
建等を譲渡することができる旨の規定が
あるが、これは第五回国会において成
立した広島、長崎の特別法及び去る三
月二十日に衆議院を通過した別府の特
別法においては普通財産を譲渡すると
いうふうに規定されており、本法案も
これらと類似せる法案である以上、何
よりも譲渡としなかつたのであるがと
いふ、本法案は、その運用に十分留意す
れば地方団体の自主性を阻害すること
はないとの意見でございました。

第三に、本法案に対する予算的措置
に関する質問に対しては、大蔵省當局は、本法案が
成立すれば、その重要性にかんがみ、
その目的を貫徹するために要する予算

の成立については可能なる限り努力す
ることであります。

次に、政府当局の本法案に対する見
解についてその要点を申し上げます。

第一に、建設省當局は、戰災復興事
業の國家予算が僅少である上に、さら
に東京都の機構自体がきわめて複雑し
てゐるため、現在東京都復興事業は
相当停滞しているが、本法成立によ
つてその建設事業が促進されること
は、明確であろうとの意見でございま
した。

次に、政府当局の本法案に対する見
解についてその要点を申し上げます。

第一に、建設省當局は、戰災復興事
業の國家予算が僅少である上に、さら
に東京都の機構自体がきわめて複雑し
てゐるため、現在東京都復興事業は
相当停滞しているが、本法成立によ
つてその建設事業が促進されること
は、明確であろうとの意見でございま
した。

第一に、政府当局の本法案に対する見
解についてその要点を申し上げます。

第一に、政府当局の本法案に対する見
解についてその要点を申し上げます。
第五に、本法案に対する住民投票に
要する費用は地方自治法及び同施行令
によら当然国が負担すべきであるが、
これで東京都が負担すると規定した理
由いかんといふ質問に対しても、住民
投票は國家事務であり、國費で支弁す
べきではあるが、本法案が成立すれば一
定の期間中に住民投票を行ふ必要がある
設計画は國家的見地から各種計画及び
事務にまたがるあらゆる重要な施設を包含
するものであるから、とうてい一地方
行政庁のよくするところではない、首都建
設計画は、関係公共団体から各省の所管事
務にまたがるあらゆる重要な施設を包含
するものであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実
情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

との答弁でございました。

第五に、本法案に対する住民投票に
要する費用は地方自治法及び同施行令
によら当然国が負担すべきであるが、
これで東京都が負担すると規定した理
由いかんといふ質問に対しても、住民
投票は國家事務であり、國費で支弁す
べきではあるが、本法案が成立すれば一
定の期間中に住民投票を行ふ必要がある
設計画は、関係公共団体から各省の所管事
務にまたがるあらゆる重要な施設を包含
するものであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

情もあつて、首都復興計画の完全な実
施はますゞ困難である、以上のことを
き理由で、たとえば現在の東京都の復
興計画事業のことときは、わずか一・一%

設の整備について、現在何ら他都市に

べきであるが、この点において本
法案は、地方自治法及び同施行令によ
る、さらに現在首都を建設する上に必
要な施設は都市計画に即応せず、各官
庁において個々別々に実施せらるる実

は、さきに成立した佐島、長崎の特別法においては譲與すると規定してある、この二特別法は、立法前において大蔵省とも折衝されたもので、しかも原子爆弾による甚大なる被害にかんがみ、譲與の内容も具体的に考慮している、しかしながら、一般衆議院を通過した別府市に関する特別法に關しては、大蔵省においては何ら協議も受けしていないので、具体的にはいまだ考慮していない。さらに本首都建設法案においては、その重要性にかんがみ、当然その目的に沿うよう、でき得る限り有利な譲渡ができるよろに努力したい旨の意見でございました。

以上をもちまして質疑を終了し、討論になりました。まず共産党を代表して砂間一良君より、本法案のこととき重要な法案を僅々二日間をもつて審議することはむりである、また現在の経済窮乏期において、本計画のことときは時期尚早である、なお首都建設委員会の構成は中央集権的であり、地方自治権を破壊するとして反対意見が開陳されました。次に自由党を代表して瀬戸山三男君より、社会党を代表して上林與市郎君より、民主党を代表して天野久君より、本法案は国民の総意のもとに首都を首都らしく建設する上に適切な

るものにして、政府においてもこの趣旨に従つて強力なる措置をとるべきである。いたずらに形式的な都市建設の弊に陥りがちのよう希望するという旨をもつて賛成の意見がありました。次いで採決に入り、多数をもつて本法案を可決いたしました。なお詳細は会議録によつて御了解を願うことといたしました。

たり、あるいは一家心中をやつておる。こういう現状であつたといたしましたらば、これほど矛盾した話はないのであります。

本案にいう首都建設計画の中には、先ほど委員長の御報告にもありましたように、運輸、交通、供給、宮衛、市街地計画等非常に広範な範囲にわざる計画が含まれておるのであります。たとえば国際空港の建設や、港湾施設の増強、あるいは特殊地区を設定する。たとえば観光地区といふやうなものを設定いたしまして大きな観光ホテルをつくるとか、あるいは国立公園

の声が反映するという道は一つも開かれておらないであります。

提案者は、委員会制度が民主的であると申しておりますけれども、近ごろ流行の委員会や審議会制度ほどインチキなものはない。たとえば、国家公安委員会や中央労働委員会、あるいは証券取引委員会、日銀の政策委員会、その他の為替審議会、どれ一つをとつてみましても、みんな内外独占資本の独裁的な支配の道具でありまして、勤労大衆をいたずらに彈圧し搾取するようなことばかりやつているのが現実の事実であります。

しかも、この委員会にゆだねられていると、「ろの権限は実に強大なものがるのであります」として、委員会は、初めに述べましたような計画を立案するばかりでなく、これを実施(?)に行へ

比すべき白紙委任立法でありまして、
民主政治の原則に反するものであります。
す。地方自治のこととは、まつたくこと
の委員会制度によつて完全に蹂躪され
破壊されてしまふことになるのであります。
私どもは、過去歴代内閣がいかなる
政治を行つて来たかということを、
現実に見て参つて來てゐる。ことに、
現在の自由党吉田内閣の政策が、内
外独占資本の利益のために國を賣
る貿易政策であるということにつきま
ましては、この壇上からも、これまで
でしばく呼ばれて來たところで
あります。かような内閣のもと
に、かような独裁的な強大な権限を持
つたところの委員会が置かれるとき
に、首都建設がいかなる方向に進めら
れるかということにつきましては、さ
わめて危惧の念を抱かざるを得ませ

ことはむりである、また現在の経済窮乏期において、本計画のこととは時期尚早である、なお首都建設委員会の構成は中央集権的であり、地方自治を破壊するとして反対意見が開陳され、した。次に自由党を代表して瀬戸山三男君より、社会党を代表して上林興市郎君より、民主党を代表して天野久君より、本法案は国民の総意のもとに首都を首都らしく建設する上に適切な

建設するということにつきましては別に異論をとなさるものではありませんが、しかし今日、既に東京都民のみならず、全國の労働大衆が失業と飢餓と窮屈に悩んでおると共に、首都の東京都ばかり、りつばなものをつけられましても始まらないのです。東京都の街路や公園やホテルは、りつばなものになります。しかし市民は、住むに家なく、失業や重税で首をくつ

首都建設委員会の構成はどうなつておるかと申しますと、建設大臣や衆参両院の議員、東京都知事、それから都議会の代表、学識経験者、こういう構成であります。これらはいづれも官僚やボスの集まりであります。この委員会は、都議会にも国会にも責任を持つてない内閣直属の機関であります。まつたく東京都民の生活から離れていた官僚機關であります。ここに都民が

がなくてなく、これを実現に指導して行くために國や関係地方公共団体あるいは関係事業者に勧告をし、その援助協力を求め、事業の執行につきましては、必要の場合には連絡者や運営者その他関係行政官庁が独自でこれを執行し得るといふふうなことにまでなつておるのであります。かゝるに見て参りまると、委員会の権限といふものは実にオールマイティでありますて、かよくな立派は戦争中の國家総動員法にも

たとえば國際空港の建設にいたしましても、これは平和的な空港ともなれば、あるいはまた軍用飛行機の基地として利用することができる」とことになります。伊豆七島を觀光地とする計画のもとに進んでおるところの港湾施設が、軍事的に利用される危険性も決してないわけではありません。

人事委員	岡西 明賀君	厚生委員長 堀川 恭平	地方行政委員会付託
地方行政委員	永田 節君	農業協同組合法の一部を改正する法律案	裁判所法等の一部を改正する法律案
法務委員	大橋 武夫君	通商産業委員會	夏時刻法の一部を改正する法律案
田嶋 好文君	小玉 治行君	橋本 龍伍君	水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二一號)
外務委員	伊藤 郷一君	栗山長次郎君	農林委員会付託
小坂善太郎君	仲内 審治君	柳澤 義男君	公聽会開会報告書
橋本 龍伍君	山本 猛夫君	神山 茂夫君	公聽会を開く議案
大蔵委員	神山 茂夫君	柳澤 義男君	生活保護法案
文部委員	柳澤 義男君	今泉 貞雄君	一、意見を聞く問題
厚生委員	田中 元君	島山 鶴吉君	生活保護法の全面的改正について
通商産業委員	高木吉之助君	西村 直巳君	一、公聽会の日時
郵政委員	押谷 富三君	井手 光治君	昭和二十五年四月一日午前十時
電気通信委員	飯塚 定輔君	厚生委員長 堀川 恭平	右によつて公聽会を開くに決したから
労働委員	千賀 康治君	衆議院議長幣原重郎殿	參議院規則第七十九條により報告す
人事委員	小坂善太郎君	一、去る二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。	る。
地方行政委員	栗山長次郎君	水産業協同組合法の一部を改正する法律案	昭和二十五年三月二十三日
法務委員	押谷 富三君	法律案	以上二件 建設委員会付託
仲内 慶治君	伊藤 郷一君	連合軍人等住宅公社法案 (内閣提出第一二二號)	一、去る二十三日予備審査のため參議院から送付された次の議案を受領した。
外務委員	小玉 治行君	農業協同組合法の一部を改正する法律案	一、去る二十三日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。
岡西 明貞君	田嶋 好文君	法律案	一、昨二十四日議員から提出した議案は次の通りである。
高木吉之助君	田中 元君	連合軍人等住宅公社法案	一、去る二十三日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
		法律案	別府國際觀光温泉文化都市建設法案
		法律案	製造はこの定額の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案
		法律案	長期産業資金調達促進のための株式
		法律案	法律等の一部を改正する法律案
		法律案	対策確立に関する議案 (川野芳輔君外二十七名提出)
		法律案	一、昨二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。
		法律案	解散団体財産收入金特別会計法
		法律案	保険業法等の一部を改正する法律案
		法律案	除予防に関する法律案
		法律案	昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案
		法律案	裁判所職員の定員に関する法律案
			る。
			昭和二十五年三月二十二日

昭和二十五年三月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿
衆議院議員柳原三郎君提出養鶏事業
振興に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柳原三郎君提出養鶏
振興事業に関する質問に対する
答弁書

一 栄養食料の増産確保並びに農業
経営の改善上養鶏の重要性にかん
がみ、政府としても、その健全な
普及発達を図るため、畜産振興
計画の一環として昭和二十四年春
養鶏振興基本方針を定め、国立並
びに地方庁の養鶏施設と民間種鶏
家と緊密な連繋の下に、組織的に種
鶏の改良繁殖を行い、優良鶏を増
殖普及し、生産性の高い採卵養鶏
を振興するとともに、農村における
養鶏の普及に努めている。

又生産物については、共同出荷
を促進し、商品価値の向上並びに
取引の円滑適正を期し、大衆栄養
食品として消費の増大を図る方針
である。

二 養鶏は農家の副業として飼養す
る場合が多く、大部分の農家は、
正確な收支に関する記録をもたな
いため、税務署において実地調査
のその他各種資料に奉き、一応の日
安として所得標準を作成して示し
てあるのであるが、その所得標準
が、養鶏による所得の実情を無視
しているとは考えられない。もと
より税務署で作成している所得標

準は、一応の目安であるから、正
確な記録のあるものはそれによ
り、正確な記録がない場合にお
いては、その作成及び適用に当つて
は、努めて実情に即するよう努力
している次第である。

右答弁する。

中正誤第二十五號中議會議院

衆議院会議録第二十号

四五二 一二 ことじ
三四一 三七 第五十七條
四五三 一 一 納税者
四七〇 行 三四 ジュ一。
四七一 二〇 となるおそれ
四七三 三一 移制
四七四 一九 実情は
四七五 一 二 酒類等の造石
四七七 四 九 跡の文公
四七九 一 三一 償額
四八二 四 二三 一方四千円
四八三 八 公選選舉法

正 ジュ一。
誤 となるおそれ
正 税制
誤 実情を
正 酒類等の増石
誤 跡の文公
正 償額
誤 一万四千円
正 公職選舉法

四五四 二 ことじ
三四二 三七 第五十九條
四五五 一 一 納税地
四七六 九 相続税法

正 となるおそれ
誤 税制
正 実情を
誤 酒類等の増石
正 跡の文公
誤 償額
正 一万四千円
誤 公職選舉法

衆議院会議録第二十六号(その三)中正誤

段	行	誤	正
五三三	一 三	立候補	立候補
五三三	二六	A B S	A B C
五三三	一一	健全なる	健全なる
五三五	一 五	不謹當	不謹當
五三六	一 一	三五	絶対に
五三七	一 一	三六	三〇
五三八	一 一	三七	三八
五三九	一 一	三八	聞きます、何ですか、
五三一	一 一	三九	私たちの討論
五三二	一 一	三一	〔(瀬戸内海。紀伊水道漁業調整事務
五三三	一 一	三二	調整事務局)〕
五三四	一 一	三三	〔(瀬戸内海。紀伊水道漁業
五三五	一 一	三四	調整事務局)〕
五三六	一 一	三五	
五三七	一 一	三六	
五三八	一 一	三七	

定価 一部 六円五十銭

送
料
実
費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本町

印 刷

電 話

九 段

五三一

官報課

郵便番号